

高松市・香川町合併協議会  
第 1 3 回 会 議

附属資料 ( 継続協議分 )

目 次

1 「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料(協議第29資料) -----	1 ~ 5
2 「消防団の取扱いについて」に関する資料(協議第30号資料) -----	6 ~ 11
3 「保健衛生事業について」に関する資料(協議第31号資料) -----	12 ~ 46
4 「商工・観光関係事業について」に関する資料(協議第32資料) -----	47 ~ 64
5 「上水道事業について」に関する資料(協議第33号資料) -----	65 ~ 78
6 「その他の事業について」に関する資料(協議第34~36号資料) -----	79 ~ 82

協議第 29 号資料

「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料

職 員 数 等 に つ い て …………… 2 ~ 5

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	
分類	職員数等	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 職員数	3,287 人 (平成16年4月1日 現在)	296 人 (平成16年4月1日 現在)
2 職層別人数	部長級 21 人 部次長級 46 人 課長級 133 人 課長補佐級 232 人 係長級 803 人 一般職・教員等 2,052 人 (平成16年4月1日 現在)	部長級 - 人 部次長級 - 人 課長級 21 人 課長補佐級 28 人 係長級 68 人 一般職・教員等 179 人 (平成16年4月1日 現在)
3 級別職種	(全職種) 1級 1 定型的な業務を行う主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 2級 1 主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識又は経験に基づく事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 3級 1 高度の知識又は経験を必要とする主事もしくは技師又はこれに相当する職務 4級 1 係長又はこれに相当する職務 5級 1 相当困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 6級 1 困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 7級 1 課長補佐又はこれに相当する職務	(行政職) 1級 主事補、保育士補、助教諭 2級 主事、保育士、社会福祉士、教諭、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事補又は保育士補若しくは助教諭 3級 主任主事、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、社会福祉士又は保育士若しくは教諭 4級 係長、上席主任主事、主任保育士、主任教諭、相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び主任主事又は保育士若しくは教諭 5級 課長補佐、副主幹、総括係長、児童館長、保育所長、幼稚園園長、幼稚園副園長、保育所副所長、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任保育士及び主任教諭 6級 総括課長補佐、病院事務次長、給食センター所長、上席副主幹、児童館上席館長、保育所上席所長、幼稚園上席園長

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
<p>香川町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い																																			
分類	職員数等																																			
	現 況																																			
項目	高 松 市	香 川 町																																		
	<table border="1"> <tr> <td>8級</td> <td>1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>10級</td> <td>1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>11級</td> <td>1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務</td> </tr> </table>	8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務	9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務	10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務	11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務	<table border="1"> <tr> <td>7級</td> <td>課長、議会事務局長、教育次長、主幹、室長、課長心得、議会事務局長心得、総括課長補佐、保育所上席所長、児童館上席館長、幼稚園上席園長</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>総括課長、病院事務長、高度の知識又は経験を必要とする議会事務局長及び教育次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔医療職 一種〕</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>医員</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>主任医員、相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医員</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>副院長、医長、困難な業務を処理する主任医員</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>院長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔医療職 二種〕</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>技師</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>主任技師、高度の技術又は経験を必要とする技師</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>総括主任技師、高度の技術又は経験を必要とする主任技師</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>技師長、高度の技術又は経験を必要とする総括主任技師</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>総括技師長</td> </tr> </table>	7級	課長、議会事務局長、教育次長、主幹、室長、課長心得、議会事務局長心得、総括課長補佐、保育所上席所長、児童館上席館長、幼稚園上席園長	8級	総括課長、病院事務長、高度の知識又は経験を必要とする議会事務局長及び教育次長	〔医療職 一種〕		1級	医員	2級	主任医員、相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医員	3級	副院長、医長、困難な業務を処理する主任医員	4級	院長	〔医療職 二種〕		1級	技師	2級	主任技師、高度の技術又は経験を必要とする技師	3級	総括主任技師、高度の技術又は経験を必要とする主任技師	4級	技師長、高度の技術又は経験を必要とする総括主任技師	5級	総括技師長
8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務																																			
9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務																																			
10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務																																			
11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務																																			
7級	課長、議会事務局長、教育次長、主幹、室長、課長心得、議会事務局長心得、総括課長補佐、保育所上席所長、児童館上席館長、幼稚園上席園長																																			
8級	総括課長、病院事務長、高度の知識又は経験を必要とする議会事務局長及び教育次長																																			
〔医療職 一種〕																																				
1級	医員																																			
2級	主任医員、相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医員																																			
3級	副院長、医長、困難な業務を処理する主任医員																																			
4級	院長																																			
〔医療職 二種〕																																				
1級	技師																																			
2級	主任技師、高度の技術又は経験を必要とする技師																																			
3級	総括主任技師、高度の技術又は経験を必要とする主任技師																																			
4級	技師長、高度の技術又は経験を必要とする総括主任技師																																			
5級	総括技師長																																			

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い																					
分類	職員数等																					
	現 況																					
項目	高 松 市	香 川 町																				
		<p>〔医療職 三種〕</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>准看護師</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>保健師、看護師、上席准看護師</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>主任保健師、主任看護師、相当高度な技術又は経験を必要とする看護師及び上席准看護師</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>上席主任保健師、看護師長、上席主任看護師</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>総括保健師、総看護師長、上席看護師長</td> </tr> </table> <p>〔技能職〕</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>技能職(甲):自動車運転手、ボイラー技師、給食調理員その他これに相当する職務  技能職(乙):放射線助手、薬局助手、検査助手、看護助手、用務員その他これに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>相当の技能又は経験を必要とする職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高度の技能又は経験を必要とする職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>特に高度の技能若しくは経験を必要とする職務又は数名の者を直接指揮監督する職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>特に高度の技能又は経験を必要とする職務を行い、かつ、数名の者を直接指揮監督する職務</td> </tr> </table>	1級	准看護師	2級	保健師、看護師、上席准看護師	3級	主任保健師、主任看護師、相当高度な技術又は経験を必要とする看護師及び上席准看護師	4級	上席主任保健師、看護師長、上席主任看護師	5級	総括保健師、総看護師長、上席看護師長	1級	技能職(甲):自動車運転手、ボイラー技師、給食調理員その他これに相当する職務  技能職(乙):放射線助手、薬局助手、検査助手、看護助手、用務員その他これに相当する職務	2級	相当の技能又は経験を必要とする職務	3級	高度の技能又は経験を必要とする職務	4級	特に高度の技能若しくは経験を必要とする職務又は数名の者を直接指揮監督する職務	5級	特に高度の技能又は経験を必要とする職務を行い、かつ、数名の者を直接指揮監督する職務
1級	准看護師																					
2級	保健師、看護師、上席准看護師																					
3級	主任保健師、主任看護師、相当高度な技術又は経験を必要とする看護師及び上席准看護師																					
4級	上席主任保健師、看護師長、上席主任看護師																					
5級	総括保健師、総看護師長、上席看護師長																					
1級	技能職(甲):自動車運転手、ボイラー技師、給食調理員その他これに相当する職務  技能職(乙):放射線助手、薬局助手、検査助手、看護助手、用務員その他これに相当する職務																					
2級	相当の技能又は経験を必要とする職務																					
3級	高度の技能又は経験を必要とする職務																					
4級	特に高度の技能若しくは経験を必要とする職務又は数名の者を直接指揮監督する職務																					
5級	特に高度の技能又は経験を必要とする職務を行い、かつ、数名の者を直接指揮監督する職務																					

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い					
分類	職員数等					
現 況						
項目	高 松 市			香 川 町		
4 平均給料月額等	区分	一般行政職	技能職	区分	一般行政職	技能職
	平均給料月額	358,539円	347,589円	平均給料月額	325,213円	286,709円
	平均給与月額	417,272円	390,950円	平均給与月額	359,325円	295,530円
	平均年齢	42歳2月	44歳4月	平均年齢	41歳8月	51歳4月
(平成16年4月1日現在)			(平成16年4月1日現在)			

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

「消防団の取扱いについて」に関する資料

組 織 に つ い て	7
消 防 団 員 の 報 酬 等 に つ い て	8
消 防 団 員 互 助 共 済 会 に つ い て	9
被 服 等 貸 与 に つ い て	10
消 防 団 車 両 に つ い て	11

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い																																																									
分類	組織																																																									
	現		況																																																							
項目	高松市		香川町																																																							
1 組織の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団数 1</li> <li>・方面隊数 6</li> <li>・分団数 26</li> <li>・屯所 55</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団数 1</li> <li>・方面隊数 -</li> <li>・分団数 4</li> <li>・屯所 11</li> </ul>																																																								
2 階級定員及び現員数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>26</td><td>26</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>55</td><td>55</td></tr> <tr><td>部長</td><td>84</td><td>83</td></tr> <tr><td>班長</td><td>158</td><td>157</td></tr> <tr><td>団員</td><td>478</td><td>442</td></tr> <tr><td>計</td><td>806</td><td>768</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成16年4月1日現在)</p>		階級	定員(人)	現員数(人)	団長	1	1	副団長	4	4	分団長	26	26	副分団長	55	55	部長	84	83	班長	158	157	団員	478	442	計	806	768	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>部長</td><td>9</td><td>9</td></tr> <tr><td>班長</td><td>15</td><td>15</td></tr> <tr><td>団員</td><td>74</td><td>70</td></tr> <tr><td>計</td><td>110</td><td>106</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成16年4月1日現在)</p>		階級	定員(人)	現員数(人)	団長	1	1	副団長	3	3	分団長	4	4	副分団長	4	4	部長	9	9	班長	15	15	団員	74	70	計	110	106
階級	定員(人)	現員数(人)																																																								
団長	1	1																																																								
副団長	4	4																																																								
分団長	26	26																																																								
副分団長	55	55																																																								
部長	84	83																																																								
班長	158	157																																																								
団員	478	442																																																								
計	806	768																																																								
階級	定員(人)	現員数(人)																																																								
団長	1	1																																																								
副団長	3	3																																																								
分団長	4	4																																																								
副分団長	4	4																																																								
部長	9	9																																																								
班長	15	15																																																								
団員	74	70																																																								
計	110	106																																																								

部会名	消 防
-----	-----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団の組織が異なる。</li> <li>・階級及び階級の定員に差異がある。</li> </ul>

対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団香川分団とする。</li> <li>・香川町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとする。</li> </ul>

調整策
<p>香川町消防団は、高松市消防団に統合する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員の報酬等	
現況		
項目	高松市	香川町
1 団員報酬	報酬額(年額) 団長 - 151,900円 副団長 - 88,000円 分団長 - 63,200円 副分団長 - 36,000円 部長 - 29,700円 班長 - 27,500円 団員 - 25,500円	報酬額(年額) 団長 - 110,000円 副団長 - 86,000円 分団長 - 71,000円 副分団長 - 66,000円 部長 - 47,000円 班長 - 43,000円 団員 - 40,000円
2 出勤報酬等	・4時間以上の火災出勤者及び水防(訓練含む)出勤者 1人1回につき 2,800円 ・4時間未満の火災出勤者及び訓練、警戒等の出勤者 1人1回につき 2,400円 ・機関員 車両1台当たり1名 年額 6,950円 小型ポンプ1台当たり1名 年額 3,050円	出勤手当 1回につき 2,400円 警戒手当 1回につき 2,400円 訓練手当 1回につき 2,400円 受講手当 日額 9,300円 出初式手当 1回につき 2,400円 演習手当 1回につき 2,400円
3 退職報償金	【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給  【3年以上5年未満の団員】 高松市消防団員相互共助会から一律 30,000円を支給	【5年以上の団員】 高松市と同じ。  【5年未満の団員】 非常勤消防団員に係る退職報償金支給規則に基づき、勤務1年につき7,000円を乗じた額を支給
4 公務災害補償	・消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。 ・消防団員福祉共済に加入しており、その規定に基づき支給している。	高松市と同じ。

部会名	消防
-----	----

問題点・課題
団員報酬、出勤報酬等及び退職報償金に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。

調整策
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員互助共済会	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 名称	高松市消防団員相互共済会	該当なし。
2 目的	消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福祉の向上を目的とする。	
3 事業内容等	(事業) 消防団員の死亡、公務負傷の共済救慰、退団者の報償などの給付を行う。  (給付) 死亡弔慰金、公務負傷見舞金、退団者報償、操法大会助成など	
4 会費	団員1人につき 650円(年額)	
5 その他	市の補助金等 1人当たり3,000円を補助(年額)	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香川町には、消防団員互助共済会がない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 策
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い											
分類	被服等貸与											
項目	現 高 松 市						況 香 川 町					
1 貸与品目・数量等	品目	数量	支給対象	貸与年数	品目	数量	支給対象	貸与年数	品目	数量	支給対象	貸与年数
	制服	1	全員	なし	制服	1	全員	なし	制服	1	全員	なし
	制帽	1	〃	〃	制帽	1	〃	〃	制帽	1	〃	〃
	ネクタイ	1	〃	〃	ネクタイ	1	〃	〃	ネクタイ	1	〃	〃
	盛夏服	2	半袖は副分団長以上	〃	盛夏服	なし	-	-	盛夏服	なし	-	-
	盛夏帽	1	全員	〃	盛夏帽	なし	-	-	盛夏帽	なし	-	-
	訓練服	1	〃	〃	訓練服	2	全員	なし	訓練服	2	〃	〃
	ベルト	3	〃	〃	ベルト	2	〃	〃	ベルト	2	〃	〃
	白手袋	1	〃	〃	白手袋	なし	-	-	白手袋	なし	-	-
	防火衣	消防屯所備付			防火衣	消防屯所備付			防火衣	消防屯所備付		
	ヘルメット	各屯所の消防団員数分			ヘルメット	各屯所の消防団員数分			ヘルメット	各屯所の消防団員数分		
	長靴	長靴は副団長以上			長靴	なし			長靴	なし		
	ゴム長靴	1	全員	なし	ゴム長靴	なし	-	-	ゴム長靴	なし	-	-
	階級章	2	〃	〃	階級章	1	全員	なし	階級章	1	全員	なし
	団員徽章	なし	-	-	団員徽章	なし	-	-	団員徽章	なし	-	-
	訓練ヘルメット	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			訓練ヘルメット	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			訓練ヘルメット	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分		
	作業用皮手袋	2	全員	なし	作業用皮手袋	なし	-	-	作業用皮手袋	なし	-	-
	アホロキャップ	1	〃	〃	アホロキャップ	なし	-	-	アホロキャップ	なし	-	-
	防寒衣	なし	-	-	防寒衣	なし	-	-	防寒衣	なし	-	-
	雨合羽	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			雨合羽	なし			雨合羽	なし		
脚半	1	全員	-	脚半	なし	-	-	脚半	なし	-	-	

部会名	消 防
-----	-----

問題点・課題	品目、数量等に差異がある。
--------	---------------

対応策	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

調整策	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団車両	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 現況	消防ポンプ車(CD-1) 10台 消防ポンプ車(BS-1) 23台 消防ポンプ車(BD-1) 2台 指揮広報車 1台 小型動力ポンプ積載車 17台 小型動力ポンプ積載車(軽) 3台	消防ポンプ車(CD-1) 3台 小型動力ポンプ積載車 8台 指令車 1台

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
装備等に差異がある。

対 応 策
香川町消防団の車両の積載資機材は、 当分の間、現行のとおりとする。

調 整 策
香川町消防団の車両については、高松 市消防団に引き継ぐものとする。

「保健衛生事業について」に関する資料

医 事 監 視 指 導 に つ い て	13
介護老人保健施設整備及び指導監査等について	14
地 域 保 健 推 進 に つ い て	15
健康づくり推進プランについて	16
営 業 許 可 等 に つ い て	17 ~ 18
監 視 ・ 指 導 ・ 講 習 等 に つ い て	19 ~ 21
食 中 毒 予 防 推 進 に つ い て	22
公衆浴場施設改善事業等助成について	23
狂 犬 病 予 防 に つ い て	24
野 犬 対 策 に つ い て	25
犬猫不妊去勢手術費補助事業について	26
工 イズ 予 防 ・ 相 談 指 導 事 業 に つ い て	27
感 染 症 予 防 事 業 等 に つ い て	28 ~ 29
結 核 予 防 等 結 核 関 係 事 業 に つ い て	30 ~ 32
精 神 保 健 福 祉 相 談 等 指 導 事 業 に つ い て	33 ~ 35
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 支 援 等 事 業 に つ い て	36 ~ 37
保 健 セ ン タ ー 施 設 ・ 機 能 に つ い て	38
予 防 接 種 に つ い て	39
母 子 健 康 教 室 に つ い て	40
妊 婦 ・ 乳 幼 児 健 康 診 査 に つ い て	41
健 康 教 育 ・ 健 康 相 談 に つ い て	42
健 康 診 査 ・ が ん 検 診 に つ い て	43 ~ 44
地 域 保 健 組 織 に つ い て	45
初 期 救 急 医 療 に つ い て	46

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	医事監視指導	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
1 医療監視	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 【実施医療機関数】 113医療機関 病院34、有床診療所25、無床診療所54(歯科診療所25を含む)で実施。 【監視体制】 無床及び歯科診療所は薬剤師、診療放射線技師、事務職の3名体制(有床診療所・病院には、医師、管理栄養士、保健師などを適宜増員) 【回数】 病院は毎年、有床診療所は3年に1回、無床及び歯科診療所は5年に1回医療監視を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 医療機関の開 設許可等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (開設許可申請等) 104件 (開設届等) 787件 (医療法人決算等の届出) 302件	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 医療関係従事 者の免許申請 等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (対象) 医師、歯科医師、看護師等医療従事者 (件数) ・医師免許の交付等 419件 ・医師免許の書換等 259件 ・医師免許の再交付等 37件 ・医師免許の抹消等 8件	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	介護老人保健施設整備及び指導監査等	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 介護保険施設の状況	(施設数) 8 施設 (定員) 574 人	(施設数) 1施設 (定員) 80人
2 施設整備	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (募集・選定) 高松圏域における整備枠に基づき募集し、社会福祉施設整備等審査会での審議、県との開設許可に係る協議を経て整備予定事業者を内定し、国庫補助協議を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 介護老人保健施設の変更許可等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 介護老人保健施設の開設者から、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更の申請があった場合の処理 (体制) 1名(ただし、現地確認が必要な申請については2名)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 介護老人保健施設実地指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 市内の介護老人保健施設に立ち入り、その設備、帳簿書類等を検査する。(実地による検査と書面による検査は、毎年交互に実施) (指導体制) 薬剤師、保健師、事務職(2)、診療放射線技師、管理栄養士の6名体制	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	地域保健推進	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 地域保健対策	(目的) 市民の健康増進に関する施策についての計画を定め、生涯にわたる健康の保持・増進に係る施策の総合的な推進を図る。 (活動) 保健・医療・福祉その他地域保健に係る団体等との緊密な連携を図っている。	高松市と同じ。
2 地域保健推進協議会	(設置日) 平成11年7月19日 (委員数) 15名 (活動内容) 中核市として保健所を設置したことに伴い、地域保健法に基づき設置している。 毎年2回程度開催し、各年度の保健所の運営状況及び事業計画等について協議するなど、地域保健の総合調整を行っている。	該当なし。
3 健康づくり推進協議会	該当なし。  保健所設置市として上記の「地域保健推進協議会」を設置したことに伴い、「健康づくり推進協議会」を廃止した。 なお、「地域保健推進協議会」においては、「健康づくり推進協議会」を包含した活動を行っている。	(設置日) 昭和54年3月1日 (委員数) 13名 (活動内容) 毎年度2回程度開催し、健康づくり対策事業の策定および地域等の健康づくり組織の育成強化等を推進している。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
地域保健推進組織に差異がある。

対 応 策
高松市の地域保健推進協議会において、香川町地域を含めた活動を行うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	健康づくり推進プラン	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 計画推進	<p>(内容) 市民の健康と生活の質の向上を目指すとともに、健康づくりを基盤に交流とふれあいによる生き生きとした地域づくりを推進するため、2012年までの健康づくり推進プラン「健やか高松21」を推進するため、関係団体代表等で構成する推進部会で、健康づくりの具体的な取り組み方等を協議するとともに、各種広報媒体を通じて計画の啓発・実践に努めている。</p>	該当なし。
2 推進体制	<p>(名称) 高松市地域保健推進協議会「健やか高松21」推進部会 (目的) 「健やか高松21」を推進するため、一団体一運動の推進等、計画の実践に向け協議している。 (委員) 地域保健関係団体代表等12名 (活動) 推進部会を年2回程度開催</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、健康づくり推進プランが策定されていない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。 高松市健康づくり推進プラン「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、香川町地域の実情等を踏まえ、香川町地域を含めた計画に改訂するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	営業許可等	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 食品営業許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食品による事故(食中毒など)を防ぎ、安全な食生活を確保するため、食品衛生法に基づき、各種営業施設等に対して食品営業許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 医薬品販売業・ 薬局開設許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品・医療用具の提供と適正な使用を図るため、薬局・医薬品販売業者・医療用具販売業・賃貸業者等に対して、許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 温泉利用の 許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、温泉利用施設に対し、許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 毒物劇物販売 業登録	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、登録を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 旅館業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 興行場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 公衆浴場の 許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 理容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
9 美容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題	実施機関に差異がある。
-------------	-------------

対 応 策	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
-------	-------------------------------------

調 整 案	高松市の制度を適用する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	営業許可等	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 市 町
10 クリーニング業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
11 化製場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 薬局・医薬品 販売業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品の品質、有効性及 び安全性の確保と適正な使用を図るため、薬局及び 医薬品販売業者に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 温泉利用施設 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、 温泉利用施設に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 毒物劇物販売 業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保 健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、 監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 旅館業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 興行場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 公衆浴場の 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場の監視指導を行い、環境衛生の向上に 努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 理容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 美容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題	実施機関に差異がある。
-------------	-------------

対 応 策	高松市の制度を適用するとともに、実施機 関を香川県から高松市へ移行する。
-------	---

調 整 案	高松市の制度を適用する。
-------	--------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
9 クリーニング業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
10 化製場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
11 専用水道・簡易水道の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 専用水道及び簡易専用水道などの衛生管理指導を行うことにより、市民が安心して飲用することができる水の確保に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
12 食品関係営業施設の指導等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (監視指導・食品の収去) 各種営業施設等に対して監視指導・食品の収去業務を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
13 プール・海水浴場等指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 プール等の水質検査等の監視指導を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
14 香川県食品衛生協会委託事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (食品関係営業者自主管理体制) 食品衛生指導員が、食品関係営業施設を巡回し、施設の衛生状態、食品の取扱い状況等を調査指導し、自主管理体制の確立と食品衛生思想の普及向上を図るため、食品関係営業者自主管理体制事業を委託している。 (食品衛生教室) 食品の安全性に対する不安を解消するため、消費者に食品衛生知識の普及啓発を図るため、委託して実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
14 香川県食品衛生協会委託事業(つづき)	<p>(食品衛生責任者養成講習会) 食品衛生責任者の養成を行うことによって、営業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生責任者実務講習会) 食品衛生責任者の実務教育を行うことによって、営業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生行政情報普及事業) 食品衛生行政情報を営業者に普及することにより、食品衛生思想の普及向上を図り、食中毒防止に資するために、委託して実施している。</p> <p>(食品関係業者業種別自主管理事業) 食品関係業者業種別に自主管理要領を作成し、営業者による自主管理の徹底を図ることによって、食品の事故の発生を防止するため、委託して実施している。</p>	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	食中毒予防推進	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。 H15年度実績 食中毒発生状況 1回 患者数17名	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 病原性大腸菌食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 病原性大腸菌食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 腸炎ピブリオ食中毒等防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 腸炎ピブリオ食中毒等防止対策のために5月～12月にかけて生食用魚介類の買上検査および啓発活動を実施している。 H15年度実績 腸炎ピブリオ検査検体数 16検体	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 フグ中毒防止啓発事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 フグ中毒防止のための啓発活動及びフグを収去し、フグ毒性検査業務を実施している。 H15年度実績 ナシフグ毒性検査 20検体	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	公衆浴場施設改善事業等助成	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 施設改善事業補助金	一般公衆浴場の浴室等の施設改善事業に対し助成を行っている。 H15年度実績 4業者7件 補助金額 3,866千円	該当なし。
2 活性化事業等補助金	高松公衆浴場組合の実施する活性化事業等に対して補助金を支出している。 H15年度実績 活性化のための相談業務・イベント等 補助金額 2,000千円	該当なし。
3 公衆浴場業者への水道料金の助成	一般公衆浴場の公衆浴場業者に対して水道料金の2分の1の額(1ヶ月につき10万円を限度)を助成している。 H15年度実績 公衆浴場業者数 24軒 補助金額 12,029千円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、公衆浴場施設改善事業等助成を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	狂犬病予防	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 狂犬病予防注射	<p>狂犬病予防法に基づき、4月(11日間103箇所)、5月(4日間42箇所)に各地域を車2台(各2名)、土・日のみ車3台で巡回し、狂犬病の予防のための集合注射を実施している。なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H15年度実績 注射数 10,536件</p>	<p>狂犬病予防法に基づき、4月(5日間22箇所)に各地域4名(内アルバイト2名)で巡回し、集合注射を実施している。</p> <p>なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>平成15年度実績 注射数 1,247件</p>
2 犬の登録管理	<p>狂犬病予防法に基づき、犬の登録等の業務を実施している。なお、犬の登録等についての事務の一部は、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H16.3.31現在 登録頭数 15,974頭 H15年度登録頭数 1,374頭</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H16.3.31現在 登録頭数 1,892頭 H15年度登録頭数 190頭</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	野犬対策			
現 況				
項目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 野犬等の捕獲・保護・抑留	<p>中核市の事務として、狂犬病予防法に基づいて、野犬等の捕獲・保護・抑留を実施している。</p> <p>H15年度実績          抑留 696件          返還 27件          捕獲体制等          獣医師 3名 非常勤捕獲員 2名          捕獲車 1台 軽捕獲車 1台          軽トラック 1台</p>	<p>(実施機関)          香川県東讃保健所において、同様の事務を実施</p>	<p>実施機関に差異がある。</p>	
2 捕獲箱貸出し・引取り	<p>野犬対策のため、捕獲箱の貸出し及び引取り業務を実施している。</p> <p>H15年度実績          捕獲箱延べ貸出日数 12,321日          捕獲箱数 50台(サークル一式含む。)</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績          捕獲箱延べ貸出日数 1,664日          捕獲箱数 10台</p>	対 応 策	
			<p>高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。</p>	
			調 整 案	
			<p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	犬猫不妊去勢手術費補助事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 犬猫不妊去勢手術費補助	<p>犬猫の不必要な繁殖防止に寄与するため、犬猫不妊去勢手術費の一部を助成している。</p> <p>犬または猫1頭につき 3,000円          ただし、猫は1世帯につき1年度2頭まで。          犬は制限なし(登録している犬のみ)。</p> <p>H15年度実績          補助金申請数 1,105頭          補助金額 3,315千円</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
香川町では実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	エイズ予防・相談指導事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 エイズ予防啓発事業	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 世界エイズデーに合わせて市民を対象にイベントを開催し、正しい知識の普及啓発を行っている。また、文化祭や大学祭等の機会をとらえて、若年者に対してエイズの予防啓発を行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p> <p>広報紙への掲載、成人式等において、エイズ予防のパンフレットを配布し、啓発を行っている。</p>
2 エイズ相談・検査事業	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) エイズやHIV感染の不安のある人を対象に月2回、医師による個別相談や血液検査を実施するとともに、日常においても保健師による相談を行っている。エイズ検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名が担当、日常の相談は保健師2名が担当している。 平成15年度エイズ相談 309件 平成15年度エイズ検査 127件</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	感染症予防事業等	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 感染症予防啓発事業	広報への記事掲載、リーフレットの配布等を行い、市民等に対しO157、インフルエンザ等感染症の予防啓発に努めている。	高松市と同じ。
2 B型・C型肝炎検査	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) B型・C型肝炎検査を希望する人を対象に、月1回、医師による個別相談、血液検査を実施し、感染への不安解消及び正しい知識の普及を図っている。検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名で担当している。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 感染症発生動向調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症の発生状況の収集・分析を行うため、指定した患者定点医療機関から27の疾病の発生件数を週または月単位で報告を求めている。また、病原体定点医療機関からインフルエンザウイルスの型等を調査するための検体の採取を依頼している。患者定点医療機関18か所、病原体定点医療機関4か所。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 感染症発生時調査・健康診断	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症のまん延防止を図るため、2・3類感染症に感染しているおそれがある者に対し健康診断(検便)を実施している。 (実績) 平成15年度 細菌性赤痢 / 3人 O157 / 14人 O26 / 7人                   計24人	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	感染症予防事業等			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
5 感染症診査協議会	(実施機関) 中核市として、高松市が設置 (内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院勧告及び入院期間の延長について審議するため、必要時、感染症診査協議会を開催している。委員は医師4名(内2名は感染症指定医療機関の医師)学識経験者2名。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		
6 感染症患者入院医療費公費負担	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院に際する医療費について公費負担をしている。平成15年度は1・2類感染症の発生はない。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
1 結核定期外検診事業	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 結核患者の家族等接触者に対して、ツベルクリン反応検査、胸部エックス線検査など定期外の健康診断を月2回実施している。従事者は医師会委託の医師1名、保健師2名、看護師(嘱託)1名、放射線技師1名。平成15年度はツベルクリン反応検査については65人、胸部レントゲンについては319人に実施。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
2 結核患者管理	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 地区担当制で2名の保健師が結核登録患者の初回対応から削除まで、相談・指導、医療機関等連絡、管理検診の実施などにより管理している。 平成15年度末結核登録患者 154人 平成15年度新登録患者 80人</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
3 結核予防対策	<p>結核予防週間等の機会をとらえ、市民等に対して広報への記事掲載、各地区保健委員会等を通じてのリーフレットの配布等、広く結核予防意識の普及啓発に努めている。</p> <p>結核対策の総合的な推進について協議するため、結核対策会議を開催している。委員は医師5名と保健所長。年1回開催するほか、集団感染のおそれがある場合などは随時開催する。</p>	<p>広報への掲載、町民へのリーフレットの配布により、予防意識の普及啓発に努めている。</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
4 結核健康診断 補助事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、私立学校または政令で定める施設が実施する定期健康診断の費用の2/3を補助している。平成15年度は28施設、3,923人に対して補助した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 結核医療費公 費負担	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対し、結核診査協議会において承認された医療について公費負担を行っている。平成15年度は169件について医療費の公費負担を実施した。 平成15年度末命令入所患者11人。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 結核対策特別 促進事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核医療従事者等の資質の向上を図るため、医師研修会の開催、結核の後遺症等で低肺機能となった患者とその家族を対象に呼吸器教室を開催するほか、一般市民への結核予防についての意識啓発を図っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
7 結核定期病状調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 治療を終了し経過観察中の患者の病状等について、文書で照会し、これをもとに患者に対する適切な指導を行っている。平成15年度は68件の定期病状調査を実施した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 結核診査協議会運営費	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対する医療の適否を審査するため、月2回結核診査協議会を開催している。委員は医師4名と保健所長。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
9 結核指定医療機関関係事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、結核についての医療を担当する医療機関の指定及び解除を申請に基づき行っている。事務職1名が担当している。平成15年度は56件の指定・解除を行った。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
10 結核健康診断実施報告	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、市内における学校、施設、事業所等からの定期健康診断の実施状況についての報告を受けている。主に事務職1名が担当している。平成15年度は253件の報告を受けた。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神保健福祉相談等指導事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
1 こころの健康相談	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) こころの健康についての個別相談を随時実施している。この相談は保健師4名が担当している。医師による相談として、精神一般相談を月1回、思春期こころの相談を月1回、酒害相談を年6回実施している。平成15年度は保健師による相談1,248件、医師による相談17件。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 訪問指導	精神障害者の社会復帰支援等のため、保健師4名が訪問指導を実施している。 平成15年度は、延464件訪問。	高松市と同じ。  平成15年度は、延101件訪問。
3 こころの健康セミナー	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 精神保健福祉の意識啓発の一環として年1回(3回コースで1回2時間)実施している。講師は医師等。 平成15年度の参加者は延べ139人。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 アルコール問題を考えるつどい	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) アルコールを飲むことによって、健康を害したり、社会や家族間の人間関係で悩んでいる本人や家族を対象に、アルコール問題について学ぶことを目的に年1回、3回コースで実施している。講師は医師・臨床心理士(講演)、酒害者・家族(体験発表)、3回目は自助グループの紹介もしている。平成15年度は、参加者延べ132人。従事者は保健師3名。(内1名嘱託)	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神保健福祉相談等指導事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
5 若年者に対する酒害啓発	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 平成15年度は、小中学校の養護教諭と保健主事を対象にアルコール関連問題の知識普及とアルコール予防教育実践への意識啓発を行い、117人参加。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
6 統合失調症家族教室・OB会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 統合失調症の患者を持つ家族を対象に統合失調症家族教室を年1回(4回コース)実施している。講師は精神科医師、ソーシャルワーカー、保健師等。平成15年度の参加延数66人。 また、家族教室修了者を対象に、統合失調症家族教室OB会を毎月1回実施している。平成15年度の参加延数54人。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
7 アルコール問題を考える家族のつどい	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) アルコール問題を持っている家族を対象に、病気への理解を深め、相互に支え合い酒害者の回復を支援するため、毎月1回開催している。平成15年度の参加延数151人。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神保健福祉相談等指導事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
8 精神障害者ホームヘルパー研修会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 高松市社会福祉協議会等ホームヘルパーを対象に、精神障害者への対応が円滑に行えるように精神障害者に関する基礎知識等の研修を3回コースで実施している。講師は精神科医師、精神科PSW、ホームヘルパー、当事者、保健師。修了者には修了証を交付している。担当は保健師3名。(内1名嘱託)平成15年度に修了証を交付したのは23人。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
9 家族会支援	<p>(実施機関) 高松市が実施</p> <p>(内容) 高松精神障害者家族会(むつみ会)に対して運営補助を行うとともに、同会が毎月1回開催する定例会に側面的な援助を行っている。保健師1名が担当している。</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神障害者社会復帰支援等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 デイケア	在宅の精神障害者(主に統合失調症)を対象に、昼間の居場所の一つとして毎週1回、話し合いや各種活動(俳句、絵画、紙粘土、おやつ作り等)を実施している。主に保健師2名(内1名嘱託)で担当している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 社会適応訓練事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 保健所が窓口となって、精神障害者に協力事業所を紹介し、希望者の面接、作業支援、月1回の事業主と本人との面接などを行い、社会復帰への支援をしている。保健師1名が担当。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 社会復帰施設等との連携	年3回開催されるネットワーク会議に参加している。毎月1回開催される精神障害者家族会むつみ会に参加するほか、必要時関係者会を開催している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 医療保護入院届等受付	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 医療保護入院届等について随時受け付けし、3週間ごとに開催される香川県精神医療審査会までに提出している。担当は保健師2名。(内1名嘱託) 平成15年度は、県に対し544件進達した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神障害者社会復帰支援等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
5 病院月報受付事務	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 毎月5日付けで精神科病院月報(病床数、入院形態別患者数等)を受け付け、点検し、県へ進達している。 担当は保健師2名。(内1名嘱託)</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
6 市・町長同意関係事務	<p>(実施機関) 高松市が実施</p> <p>(内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を市長が行う際の事務。 平成15年度は6件市長同意を行った。事務は主に保健師1名が担当している。</p>	<p>(実施機関) 香川町が実施</p> <p>(内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を町長が行う際の事務 平成15年度は継続1件</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	保健センター施設・機能	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 施設の概要	<p>名称 高松市保健センター</p> <p>所在地等 高松市桜町一丁目9番12号 (鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階建)</p> <p>開設日 平成6年7月1日</p>	<p>名称 香川町保健福祉総合センター (通称:さわやかセンター)</p> <p>所在地等 香川町大字浅野1256番地1 (鉄筋コンクリート造4階建一部屋上階)</p> <p>開館日 平成10年9月1日</p>
2 設置の経緯等	<p>(経緯) ・市民の保健ニーズの増大・多様化に対応し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業を総合的に行う拠点施設として整備</p> <p>(位置付け) 市町村保健センター</p>	<p>(経緯) ・保健、医療、福祉の有機的な連携を図るための総合的中核施設として整備 これからの高齢化社会に向けて、世代を超えた交流やふれあい活動拠点として、町民の健康増進及び社会福祉に大きく寄与する</p> <p>(位置付け) 高松市と同じ。</p>
3 機能	<p>保健センター機能 &lt;施設における主な実施事業&gt; 母子健康手帳交付、乳児相談、1歳6か月児・3歳児健康診査、健康教室、健康相談、歯科保健など</p> <p>併設機能 ・夜間急病診療所</p>	<p>保健センター機能 &lt;施設における主な実施事業&gt; 母子健康手帳交付、乳児相談、4か月乳児健診・1歳6か月児・2歳3か月児・3歳児健康診査、健康教室、健康相談、歯科健診、機能回復訓練など</p> <p>併設機能 ・在宅介護支援センター ・訪問看護ステーション</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
設置の経緯等及び併設機能に差異がある。

対 応 策
香川町保健福祉総合センターについては、設置の経緯等を踏まえる中で、市町村保健センターとして高松市に引き継ぐものとする。 なお、併設機能の取り扱いについては、他の協定項目により協議する。

調 整 案
香川町保健福祉総合センターについては、市町村保健センターとして高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																																											
分類	予防接種																																																											
	現			況																																																								
項目	高松市			香川町																																																								
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合(2期)</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応検査・BCG接種</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 各地区公民館、保健センターで実施</p>			予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合(2期)</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応検査・BCG接種</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 各地区公民館、さわやかセンターで実施</p>			予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応検査・BCG接種	集団	無料
	予防接種名	実施方法	自己負担額																																																									
	三種混合	個別	無料																																																									
	二種混合(2期)	個別	無料																																																									
	急性灰白髄炎	集団	無料																																																									
	麻しん	個別	無料																																																									
	風しん	個別	無料																																																									
	日本脳炎	個別	無料																																																									
	インフルエンザ	個別	1,200円																																																									
	ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別	無料																																																									
	予防接種名	実施方法	自己負担額																																																									
	三種混合	個別	無料																																																									
	二種混合(2期)	個別	無料																																																									
	急性灰白髄炎	集団	無料																																																									
麻しん	個別	無料																																																										
風しん	個別	無料																																																										
日本脳炎	個別	無料																																																										
インフルエンザ	個別	1,200円																																																										
ツベルクリン反応検査・BCG接種	集団	無料																																																										

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題	ツベルクリン反応検査・BCG接種の実施方法に差異がある。
--------	------------------------------

対応策	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

調整案	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																	
分類	母子健康教育																																	
現 況																																		
項目	高 松 市	香 川 市 町																																
1 主な事業の実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マタニティ教室</td> <td>妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習</td> </tr> <tr> <td>はぐくみ学級</td> <td>乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等</td> </tr> <tr> <td>すくすく学級</td> <td>1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)</td> <td>初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)</td> <td>幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等</td> </tr> <tr> <td>育児支援事業「ひまわり」</td> <td>育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導</td> </tr> <tr> <td>親子の歯の健康教室</td> <td>幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内容	マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習	はぐくみ学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等	すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等	日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等	日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等	育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導	親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>お父さん・お母さん学級(マタニティ教室に類似)</td> <td>乳児・保護者、これから父親や母親になる人を対象にした育児や妊娠生活に関する講義・個別相談</td> </tr> <tr> <td>離乳食講習会(はぐくみ学級に類似)</td> <td>4か月乳児健診の時に、保護者に対して栄養士より離乳食のすすめ方、様々なメニュー、注意点などの集団指導</td> </tr> <tr> <td>すくすく学級</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>育児支援事業「ひまわり」</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>ブラッシング指導(親子の歯の健康教室に類似)</td> <td>町内幼稚園の4・5歳児を対象にした保健師による歯の大切さ、みがき方の指導を行う。希望により保護者に対して成人歯科健診の際に歯科衛生士より指導を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内容	お父さん・お母さん学級(マタニティ教室に類似)	乳児・保護者、これから父親や母親になる人を対象にした育児や妊娠生活に関する講義・個別相談	離乳食講習会(はぐくみ学級に類似)	4か月乳児健診の時に、保護者に対して栄養士より離乳食のすすめ方、様々なメニュー、注意点などの集団指導	すくすく学級	該当なし	日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	該当なし	日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	該当なし	育児支援事業「ひまわり」	該当なし	ブラッシング指導(親子の歯の健康教室に類似)	町内幼稚園の4・5歳児を対象にした保健師による歯の大切さ、みがき方の指導を行う。希望により保護者に対して成人歯科健診の際に歯科衛生士より指導を行う。
	事業名	内容																																
	マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習																																
	はぐくみ学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等																																
	すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等																																
	日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等																																
	日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等																																
	育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導																																
親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等																																	
事業名	内容																																	
お父さん・お母さん学級(マタニティ教室に類似)	乳児・保護者、これから父親や母親になる人を対象にした育児や妊娠生活に関する講義・個別相談																																	
離乳食講習会(はぐくみ学級に類似)	4か月乳児健診の時に、保護者に対して栄養士より離乳食のすすめ方、様々なメニュー、注意点などの集団指導																																	
すくすく学級	該当なし																																	
日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	該当なし																																	
日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	該当なし																																	
育児支援事業「ひまわり」	該当なし																																	
ブラッシング指導(親子の歯の健康教室に類似)	町内幼稚園の4・5歳児を対象にした保健師による歯の大切さ、みがき方の指導を行う。希望により保護者に対して成人歯科健診の際に歯科衛生士より指導を行う。																																	
上記以外にも、地区公民館において「母子保健セミナー」等の母子健康教育を実施している。																																		

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
母子健康教育として実施している事業内容に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 保健衛生事業		
分類	妊婦・乳幼児健康診査		
現 況			
項目	高 松 市		香 川 町
1 実施方法	事業名	実施方法	自己負担額
	妊婦健康診査	個別	無料
	妊婦歯科健康診査	個別	無料
	乳児一般健康診査	個別	無料
	乳児相談(定期) ・4か月児	集団	無料
	4か月児健康診査	該当なし	
	乳児相談(随時)	集団	無料
	1歳6か月児健康診査	集団	無料
	2歳3か月児健康診査	該当なし	
	3歳児健康診査	集団	無料
	幼児歯科健康診査	集団	無料
	ことば相談	集団	無料
	こども相談	集団	無料
個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター、各地区公民館等で実施 健康診査 = 医師による診察あり 相談 = 保健師等による相談(医師診察なし)			事業名
			実施方法
			自己負担額
			妊婦健康診査
			個別
			無料
			妊婦歯科健康診査
			集団
			無料
			乳児一般健康診査
			個別
			無料
			乳児相談(定期) ・6か月児 ・9か月児 ・12か月児
			集団
			無料
			4か月児健康診査
			集団
			無料
			乳児相談(随時)
			集団
			無料
			1歳6か月児健康診査
			集団
			無料
			2歳3か月児健康診査
			集団
			無料
			3歳児健康診査
			集団
			無料
			2歳児歯科健康診査
			集団
			無料
			ことば相談
			集団
			無料
			こども相談
			集団
			無料
			個別 = 医療機関で実施 集団 = さわかセンター、各地区公民館等で実施 健康診査 = 医師による診察あり 相談 = 保健師・栄養士等による相談(医師診察なし)

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・妊婦歯科健康診査の実施方法及び乳児相談(定期)の事業内容に差異がある。          ・高松市では、4か月児及び2歳3か月児に対して、健康診査を実施していない。          ・高松市の制度に統一すると、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談については、高松市保健センターで受診することになる。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。          ただし、香川町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、現行のとおり実施するが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。          ただし、香川町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	健康教育・健康相談	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 健康まつり	<p>(目的) 「健やか高松21」事業の目的達成のため、関係団体・市民と力を合わせ、乳幼児から高齢者までの生涯を通じた健康づくりを積極的に推進する啓発の場とする。</p> <p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 毎年9月の第1日曜日</p> <p>(内容) 健康チェック、健康相談、歯科検診等</p>	<p>(目的) 疾病の予防、健康・食事に対する意識の高揚を図るため、健康について考える機会を提案し、積極的な健康づくりを啓蒙する。</p> <p>(実施場所) 香川町総合体育館</p> <p>(実施時期) 毎年11月の第1日曜日</p> <p>(内容) 健康チェック、医師健康相談、栄養教室、ヘルスメイトコーナー、骨密度測定等</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
健康まつりの実施内容等に差異がある。

対 応 策
香川町で実施している健康まつりについては、高松市の健康まつりに統合するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																																													
分類	健康診査・がん検診																																																													
	現 況																																																													
項目	高 松 市	香 川 町																																																												
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>総合検診</td><td>該当なし</td></tr> <tr><td>婦人健康診査</td><td>該当なし</td></tr> <tr><td>骨粗しょう症検診</td><td>該当なし</td></tr> <tr><td>骨粗しょう症予防教室 注1</td><td>集団</td></tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施                  集団 = 保健センター、検診車等で実施</p> <p>注1 骨粗しょう症予防教室                  (内容) 毎週月曜日に保健センターで骨密度測定、健康相談を実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウイルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	総合検診	該当なし	婦人健康診査	該当なし	骨粗しょう症検診	該当なし	骨粗しょう症予防教室 注1	集団	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>総合検診 注1</td><td>個別</td></tr> <tr><td>婦人健康診査 注2</td><td>個別</td></tr> <tr><td>骨粗しょう症検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>骨粗しょう症予防教室</td><td>該当なし</td></tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施                  集団 = さわかセンター、検診車等で実施</p> <p>注1 総合検診                  = 香川病院における1日人間ドック                  (内容) 40～69歳の町民を対象に、基本健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、超音波検査等を実施するとともに、希望者は、骨粗しょう症検診、乳がん検診等も併せて受診できる。</p> <p>注2 婦人健康診査                  (内容) 18～39歳の女性を対象に基本健康診査の一部、骨粗しょう症検診を香川病院で実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	個別・集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	個別・集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別・集団	前立腺がん検診	個別	肝炎ウイルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別・集団	総合検診 注1	個別	婦人健康診査 注2	個別	骨粗しょう症検診	個別・集団	骨粗しょう症予防教室	該当なし
事業名	実施方法																																																													
基本健康診査	個別																																																													
胃がん検診	集団																																																													
肺がん検診	集団																																																													
大腸がん検診	集団																																																													
子宮がん検診	個別・集団																																																													
乳がん検診	個別																																																													
前立腺がん検診	個別																																																													
肝炎ウイルス検診	個別																																																													
結核検診	集団																																																													
成人歯科健診	個別																																																													
総合検診	該当なし																																																													
婦人健康診査	該当なし																																																													
骨粗しょう症検診	該当なし																																																													
骨粗しょう症予防教室 注1	集団																																																													
事業名	実施方法																																																													
基本健康診査	個別																																																													
胃がん検診	個別・集団																																																													
肺がん検診	集団																																																													
大腸がん検診	個別・集団																																																													
子宮がん検診	個別・集団																																																													
乳がん検診	個別・集団																																																													
前立腺がん検診	個別																																																													
肝炎ウイルス検診	個別																																																													
結核検診	集団																																																													
成人歯科健診	個別・集団																																																													
総合検診 注1	個別																																																													
婦人健康診査 注2	個別																																																													
骨粗しょう症検診	個別・集団																																																													
骨粗しょう症予防教室	該当なし																																																													

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・実施方法、自己負担額、自己負担免除者に差異がある。 ・香川町では、総合検診(香川病院における1日人間ドック)、婦人健康診査を実施している。 ・香川町では、骨粗しょう症検診を実施しているが、骨粗しょう症予防教室を実施していない。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・香川町で実施している総合検診については、人間ドック助成制度の対象となる国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・香川町で実施している骨粗しょう症検診、婦人健康診査は、高松市の骨粗しょう症予防教室に移行する。 ・国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町で実施している総合検診については、国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																																													
分類	健康診査・がん検診																																																													
現 況																																																														
項目	高 松 市	香 川 市 町																																																												
2 自己負担額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:800円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別:2,200円 集団:1,000円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳:1,200円 70歳以上:600円</td></tr> <tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>総合検診</td><td>該当なし</td></tr> <tr><td>婦人健康診査</td><td>該当なし</td></tr> <tr><td>骨粗しょう症検診</td><td>該当なし</td></tr> <tr><td>骨粗しょう予防教室</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査:800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円	乳がん検診	視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円	前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上:600円	肝炎ウィルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	総合検診	該当なし	婦人健康診査	該当なし	骨粗しょう症検診	該当なし	骨粗しょう予防教室	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>2,100円</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>個別:2,900円 集団:900円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:600円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>個別:1,100円 集団:500円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別:1,700円 集団:700円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>個別 触診:300円, 視触診+マンモグラフィ:700円 集団 視触診:無料, 視触診+マンモグラフィ:700円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>300円</td></tr> <tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>400円(節目・2次)</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>総合検診</td><td>6,100円</td></tr> <tr><td>婦人健康診査</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>骨粗しょう症検診</td><td>個別:900円 集団:400円</td></tr> <tr><td>骨粗しょう予防教室</td><td>該当なし</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	2,100円	胃がん検診	個別:2,900円 集団:900円	肺がん検診	喀痰検査:600円	大腸がん検診	個別:1,100円 集団:500円	子宮がん検診	個別:1,700円 集団:700円	乳がん検診	個別 触診:300円, 視触診+マンモグラフィ:700円 集団 視触診:無料, 視触診+マンモグラフィ:700円	前立腺がん検診	300円	肝炎ウィルス検診	400円(節目・2次)	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	総合検診	6,100円	婦人健康診査	2,000円	骨粗しょう症検診	個別:900円 集団:400円	骨粗しょう予防教室	該当なし
事業名	自己負担額																																																													
基本健康診査	無料																																																													
胃がん検診	1,300円																																																													
肺がん検診	喀痰検査:800円																																																													
大腸がん検診	500円																																																													
子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円																																																													
乳がん検診	視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円																																																													
前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上:600円																																																													
肝炎ウィルス検診	無料																																																													
結核検診	無料																																																													
成人歯科健診	無料																																																													
総合検診	該当なし																																																													
婦人健康診査	該当なし																																																													
骨粗しょう症検診	該当なし																																																													
骨粗しょう予防教室	無料																																																													
事業名	自己負担額																																																													
基本健康診査	2,100円																																																													
胃がん検診	個別:2,900円 集団:900円																																																													
肺がん検診	喀痰検査:600円																																																													
大腸がん検診	個別:1,100円 集団:500円																																																													
子宮がん検診	個別:1,700円 集団:700円																																																													
乳がん検診	個別 触診:300円, 視触診+マンモグラフィ:700円 集団 視触診:無料, 視触診+マンモグラフィ:700円																																																													
前立腺がん検診	300円																																																													
肝炎ウィルス検診	400円(節目・2次)																																																													
結核検診	無料																																																													
成人歯科健診	無料																																																													
総合検診	6,100円																																																													
婦人健康診査	2,000円																																																													
骨粗しょう症検診	個別:900円 集団:400円																																																													
骨粗しょう予防教室	該当なし																																																													
3 自己負担免除者	胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診: 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 前立腺がん検診: 生活保護世帯、市民税非課税世帯	すべての検診 70歳以上、生活保護世帯																																																												

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																													
分類	地域保健組織																													
現 況																														
項目	高 松 市	香 川 町																												
1 地域保健組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>組織数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区保健委員会</td> <td>35組織</td> </tr> <tr> <td>保健委員会連絡協議会</td> <td>35地区の保健委員会の会長で組織</td> </tr> <tr> <td>地区献血推進協議会</td> <td>35組織</td> </tr> <tr> <td>献血推進協議会連合会</td> <td>35地区の地区献血推進協議会の会長で組織</td> </tr> <tr> <td>食生活改善推進協議会</td> <td>会員140人</td> </tr> <tr> <td>愛育会</td> <td>一部の地域で自主グループとして活動している。</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	組織数等	地区保健委員会	35組織	保健委員会連絡協議会	35地区の保健委員会の会長で組織	地区献血推進協議会	35組織	献血推進協議会連合会	35地区の地区献血推進協議会の会長で組織	食生活改善推進協議会	会員140人	愛育会	一部の地域で自主グループとして活動している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>組織数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区保健委員会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>保健委員会連絡協議会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>地区献血推進協議会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>献血推進協議会連合会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>食生活改善推進協議会</td> <td>3地区 会員67人</td> </tr> <tr> <td>愛育会</td> <td>役員 46人 会員 702人</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	組織数等	地区保健委員会	該当なし	保健委員会連絡協議会	該当なし	地区献血推進協議会	該当なし	献血推進協議会連合会	該当なし	食生活改善推進協議会	3地区 会員67人	愛育会	役員 46人 会員 702人
組織名	組織数等																													
地区保健委員会	35組織																													
保健委員会連絡協議会	35地区の保健委員会の会長で組織																													
地区献血推進協議会	35組織																													
献血推進協議会連合会	35地区の地区献血推進協議会の会長で組織																													
食生活改善推進協議会	会員140人																													
愛育会	一部の地域で自主グループとして活動している。																													
組織名	組織数等																													
地区保健委員会	該当なし																													
保健委員会連絡協議会	該当なし																													
地区献血推進協議会	該当なし																													
献血推進協議会連合会	該当なし																													
食生活改善推進協議会	3地区 会員67人																													
愛育会	役員 46人 会員 702人																													

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香川町には、地区保健委員会、保健委員会連絡協議会、地区献血推進協議会及び献血推進協議会連合会がない。</p> <p>・高松市には、愛育会がない。</p>

対 応 策
<p>・香川町地域において、地区保健委員会及び地区献血推進協議会の組織化を促すものとする。</p> <p>・香川町の食生活改善推進協議会については、高松市の食生活改善推進協議会への統合を促すものとする。</p> <p>・香川町の愛育会については、自主グループとして取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	初期救急医療	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 夜間急病診療	<p>(内容) 夜間における内科・小児科の急病患者的初期医療を年中無休で実施</p> <p>(診療科目) 内科、小児科</p> <p>(診療日・診療時間) 毎日 午後7時30分～午後11時30分</p> <p>(場所) 高松市夜間急病診療所(保健センター1階)</p>	該当なし。
2 休日歯科診療補助事業	<p>(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う日曜、祝日等の歯科診療事業</p> <p>(診療日・診療時間) 日曜・祝日・年末年始 午前9時～午後4時</p> <p>(場所) 高松市歯科救急医療センター(高松市福岡町)</p>	該当なし。
3 夜間救急歯科診療補助事業	<p>(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う平日夜間の救急歯科診療事業</p> <p>(診療日・診療時間) 月曜日～土曜日(祝日は除く) 午後7時30分～午後9時30分</p> <p>(場所) 高松市歯科救急医療センター(高松市福岡町)</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、初期救急医療を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「商工・観光関係事業について」に関する資料

中小企業指導団体等育成について	48
中小企業勤労者福祉制度について	49 ~ 51
企業誘致推進について	52
中小企業等融資制度について	53 ~ 54
勤労者住宅融資資金貸付制度について	55
計量検査事業について	56
観光振興計画について	57
観光イベント振興事業について	58 ~ 59
観光協会等の育成について	60 ~ 61
観光施設運営等事業について	62
高松テルサ運営事業について	63
競輪運営事業について	64

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	中小企業指導団体等育成	
現況		
項目	高松市	香川町
1 中小企業指導団体補助	中小企業振興条例第6条の指定による7団体に同施行例規則第4条により算定し、予算の範囲内で助成を行っている。 高松商工会議所 高松市山田商工会 香川県中小企業団体中央会 高松市商店連盟 香川県漆器工業協同組合 高松たばこ販売協同組合 独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報センター	香川町商工会等へ補助金を支出している。 香川町商工会 15年度補助金額 660万円 所在地 香川町大字川東上1743番地9 会員数 443名 職員 5名 香川県中小企業団体中央会 高松たばこ販売協同組合
2 香川県中小小売商団体連合会補助	香川県中小小売商団体連合会の中小小売業者に対する振興業務に助成する。	該当なし。
3 高松生鮮三品連絡協議会共同事業補助	高松食肉事業、高松青果商業、高松鮮魚で構成する高松生鮮三品連絡協議会が開催する高松生鮮三品まつりに対して消費拡大と業界の振興のため助成する。	該当なし。
4 香川県生活衛生協会事業補助	香川県生活衛生協会に対して、生活衛生業者の知識向上、経営基盤の確立、労働力の確保等事業のため助成する。	該当なし。
5 高松職業安定協会補助	労働力確保対策や雇用促進事業を行っている高松職業安定協会に補助金を交付している。	該当なし。
6 審議会	(名称) 高松市中小企業振興審議会 (委員構成) 学識経験者から10人以内	該当なし。

部会名	産 業
-----	-----

問題点・課題
・補助対象及び補助内容が異なる。

対応策
・商工会については、速やかな統合を促す。 ・香川町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。 なお合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、適切な検討を行うものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部会名	産 業																			
分類	中小企業勤労者福祉制度																						
現 況																							
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題																				
1 目的	高松市中小企業勤労者福祉共済条例に基づき実施している。市内の中小企業の事業主と従業員が共同し、市が協力して個々の企業では実施が困難な福利厚生事業を行い、中小企業で働く従業員の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与する。	該当なし。																					
2 加入対象	常時雇用する従業員の数が300人以下の中小企業で、市内に主たる事業所を有する事業主																						
3 制度の仕組み	事業主がすべての従業員を被共済者として加入し、その者を対象に市が給付・貸付・福利の3事業を実施している。																						
4 加入負担金	(入会金) 無料  (掛金) 従業員1人につき 500円/月 (ただし、事業主が2分の1を負担する。)																						
5 加入状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>事業所(箇所)</th> <th>従業員数(数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>185</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>125</td> <td>1,148</td> </tr> <tr> <td>卸小売業</td> <td>210</td> <td>1,869</td> </tr> <tr> <td>運輸通信業</td> <td>17</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>266</td> <td>2,921</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>803</td> <td>7,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年7月1日 現在)</p>	業種			事業所(箇所)	従業員数(数)	建設業	185	1,546	製造業	125	1,148	卸小売業	210	1,869	運輸通信業	17	279	サービス業	266	2,921	計	803
業種	事業所(箇所)	従業員数(数)																					
建設業	185	1,546																					
製造業	125	1,148																					
卸小売業	210	1,869																					
運輸通信業	17	279																					
サービス業	266	2,921																					
計	803	7,763																					
			対 応 策																				
			調 整 案																				
			高松市の制度を適用する。																				

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業																																																	
分類	中小企業勤労者福祉制度																																																	
現 況																																																		
項 目	高 松 市	香 川 町																																																
6 給付事業	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結 婚 祝 金</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>出 産 祝 金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>小 中 学 校 入 学 祝 金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死亡弔慰金</td> <td>被 共 済 者</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>1 親 等 の 血 族 の 者</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">傷病見舞金</td> <td>業 務 上 欠 勤 30 日 以 上</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>業 務 上 欠 勤 90 日 以 上</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>業 務 外 欠 勤 30 日 以 上</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>災 害 見 舞 金</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永年勤続慰労金</td> <td>被 共 済 者 期 間 5 年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被 共 済 者 期 間 10 年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被 共 済 者 期 間 20 年</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>勤 労 青 少 年 奨 学 金</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>技 能 修 得 奨 学 金</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">退職せん別金</td> <td>被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>5 年 以 上 10 年 未 満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>10 年 以 上 15 年 未 満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>15 年 以 上 20 年 未 満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>20 年 以 上 25 年 未 満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>25 年 以 上</td> <td>120,000</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	給付金額	結 婚 祝 金	20,000	出 産 祝 金	10,000	小 中 学 校 入 学 祝 金	10,000	死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000	配 偶 者	20,000	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000	傷病見舞金	業 務 上 欠 勤 30 日 以 上	20,000	業 務 上 欠 勤 90 日 以 上	50,000	業 務 外 欠 勤 30 日 以 上	10,000	災 害 見 舞 金	100,000	永年勤続慰労金	被 共 済 者 期 間 5 年	10,000	被 共 済 者 期 間 10 年	10,000	被 共 済 者 期 間 20 年	20,000	勤 労 青 少 年 奨 学 金	15,000	技 能 修 得 奨 学 金	5,000	退職せん別金	被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満	5,000	5 年 以 上 10 年 未 満	10,000	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000	25 年 以 上	120,000
種 類	給付金額																																																	
結 婚 祝 金	20,000																																																	
出 産 祝 金	10,000																																																	
小 中 学 校 入 学 祝 金	10,000																																																	
死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000																																																
	配 偶 者	20,000																																																
	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000																																																
傷病見舞金	業 務 上 欠 勤 30 日 以 上	20,000																																																
	業 務 上 欠 勤 90 日 以 上	50,000																																																
	業 務 外 欠 勤 30 日 以 上	10,000																																																
災 害 見 舞 金	100,000																																																	
永年勤続慰労金	被 共 済 者 期 間 5 年	10,000																																																
	被 共 済 者 期 間 10 年	10,000																																																
	被 共 済 者 期 間 20 年	20,000																																																
勤 労 青 少 年 奨 学 金	15,000																																																	
技 能 修 得 奨 学 金	5,000																																																	
退職せん別金	被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満	5,000																																																
	5 年 以 上 10 年 未 満	10,000																																																
	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000																																																
	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000																																																
	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000																																																
	25 年 以 上	120,000																																																

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業																
分類	中小企業勤労者福祉制度																
現 況																	
項目	高 松 市	香 川 市 町															
7 貸付事業	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>普通貸付</td> <td>特別貸付</td> </tr> <tr> <td>資金用途</td> <td>生活資金</td> <td>住宅資金</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円</td> <td>勤続5年以上: 600万円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>3.6%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>60か月以内</td> <td>240か月以内</td> </tr> </table>		名称	普通貸付	特別貸付	資金用途	生活資金	住宅資金	限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上: 600万円	利率	3.6%	3.0%	償還期間	60か月以内	240か月以内
名称	普通貸付	特別貸付															
資金用途	生活資金	住宅資金															
限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上: 600万円															
利率	3.6%	3.0%															
償還期間	60か月以内	240か月以内															
8 福利事業	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>事業内容</td> </tr> <tr> <td>旅行事業</td> <td>日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)</td> </tr> <tr> <td>文化教養事業</td> <td>ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レジャー事業</td> <td>ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等</td> </tr> <tr> <td>各種割引・助成制度</td> <td>テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、 県民ホール公演、塩江温泉入湯所、 映画館、人間ドック受診、 旅行者バック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ用具等貸出事業</td> <td>ソフトボール用具、キャンプ用具</td> </tr> </table>		事業名	事業内容	旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)	文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等	スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等	各種割引・助成制度	テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、 県民ホール公演、塩江温泉入湯所、 映画館、人間ドック受診、 旅行者バック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等	スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具			
事業名	事業内容																
旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)																
文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等																
スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等																
各種割引・助成制度	テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、 県民ホール公演、塩江温泉入湯所、 映画館、人間ドック受診、 旅行者バック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等																
スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具																

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	企業誘致推進	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 条例名	高松市先端技術工場等立地促進条例	香川町企業立地促進条例
2 目的	先端技術工場、高度情報処理事業所及び試験研究施設の立地を促進し、産業の高度化及び活性化ならびに雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。	町内に事業所を新設又は増設する企業に対して、助成措置を講ずることにより企業立地を促進し、本町経済の均衡ある発展と雇用機会の拡大を図り、これを通じて町民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
3 対象業種 (助成企業の指定)	環境保全について適切な措置が講ぜられ、市民生活の安定向上に寄与すると認められる先端技術工場、高度情報処理事業所、試験研究施設を設置・増設する企業であること。	企業が町内で事業所を新設又は増設しようとする場合において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該事業所の新設又は増設が町民生活の安定向上に寄与するものと認められるときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該事業所の新設又は増設ごとに指定することができる。
4 交付条件	条例で定める 1 延べ面積 2 投下固定資産額 3 常用雇用者 の条件を満たすものであること。	条例で定める。 1 指定を受けた日から3年以内に事業所を新設又は増設した場合。 2 新設又は増設部分の固定資産税の額以内の金額を、翌年度から前年度の納税状況により3年間交付。 の条件を満たすものであること。
5 奨励内容	1 先端技術工場 = 1工場につき1億円 2 高度情報処理事業所 = 1事業所当たり5,000万円 3 試験研究施設 = 1施設当たり5,000万円 を限度額として補助を行う。	立地助成金は、指定を受けた日から3年以内に新設又は増設した場合、建築面積1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額で1,000万円までとする。  促進助成金は、固定資産税の額以内の金額を営業開始後、最初に賦課した翌年度から3年間に限り交付する。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・制度の内容に差異がある。 ・高松市の制度に統一すると、合併時において、香川町地域の立地助成金及び促進助成金の交付対象企業に対して、対策が必要となる。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に香川町の企業立地促進条例に基づき、助成金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香川町の制度を適用するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に香川町の企業立地促進条例に基づき、助成金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香川町の制度を適用するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	中小企業等融資制度	
現況		
項目	高松市	香川町
1 審査委員会	該当なし。	(名称) 香川町中小企業融資審査委員会 (目的) 融資上必要な事項を調査し、その可否を審議する。 (委員構成) 商工会代表 1名 特定金融機関代表 1名 議会代表 3名
2 中小企業融資	中小企業融資規程に基づき事業資金を融資し、育成振興を目的とする。 【小口資金】 (資金使途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 700万円以内 【特別小口資金】 (資金使途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内 【開業資金】 (資金使途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内	香川町中小企業融資条例及び中小企業融資審査委員会規程に基づき、中小企業者への融資の円滑化を図り、事業資金の供給を目的として行う。香川県信用保証協会に1,000万円を預託している。 【小口融資】 (資金使途) 運転資金、設備資金 (融資金額) 500万円以内 【特別小口融資】 (資金使途) 運転資金、設備資金 (融資金額) 250万円以内
3 中小企業公害防止施設整備資金融資	中小企業公害防止施設整備資金融資規程に基づき資金融資をする。 (資金使途) 1 公害防止施設の設置または改善資金 2 移転資金(用地費は除く) (融資金額) 1,000万円以内	該当なし。

部会名	産 業
-----	-----

問題点・課題
・高松市では、審査委員会がない。 ・中小企業融資の内容に差異がある。 ・香川町では、中小企業公害防止施設整備資金融資、同和対策小規模企業融資及び中小企業団体等融資を実施していない。

対応策
高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	中小企業等融資制度	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
4 同和対策小規模企業融資	同和対策小規模企業融資規程に基づき事業資金等を融資し、育成振興を目的とする。 〔資金用途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 運転資金 400万円以内 設備資金 450万円以内 設備近代化資金 700万円以内 開業資金 350万円以内	該当なし。
5 中小企業団体等融資	中小企業団体等融資対策資金制度要綱に基づき事業協同組合に対し、資金融資し、育成振興を目的とする。 〔資金用途〕 運転資金 〔融資金額〕 500万円以内	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類		勤労者住宅融資資金貸付制度			
		現 況			
項 目	高 松 市	香 川 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 住宅資金融資	<p>(目 的) 勤労者が高松市内に自らの居住するための住宅を新築、増改築または住宅を購入した際に、利子資金の還付を行う。 (融資限度額) 600万円 (還付額) 融資額の0.1%、最高6,000円を1回還付</p> <p>利子補給のための預託</p>	<p>(目 的) 勤労者が香川町内に自らの居住するための住宅を新築、増改築または土地家屋を取得する際に、必要な資金の融資を行う。</p> <p>(香川町分) 2,700万円(2倍協調) (融資枠) 8,100万円 (融資限度額) 1,000万円 (融資期間) 300月(25年以内) (融資残高) 26,122,920円(H16年10月末)</p> <p>協調融資</p>		<p>高松市の制度は、新規の者への単年度の利子補給のための預託制度であるが、香川町の制度は協調融資であることから、償還中の融資に係る預託の継続が必要である。</p>	
				<p>対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時までに償還を終えていない香川町の制度に基づく融資に係る預託については、償還が完了するまでの間、高松市が引続き実施する。</p>	
				<p>調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時までに償還を終えていない香川町の制度に基づく融資に係る預託については、高松市が引続き実施する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	計量検査事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 特定計量器定期検査事業	<p>1 検査時期 一般のはかり等は偶数年度の10～11月に西地区、奇数年度の10～11月に東地区で実施。1t超の大型はかりは、全市域、偶数年度7月に実施。</p> <p>2 検査件数等 西地区 538件 1,757台 東地区 445件 1,598台 大型はかり6件 18台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場 地区公民館(駐車場を確保できない一部市街地では小学校・公園を使用)。</p>	<p>1 検査時期 一般のはかり等は2年に1回4月に実施。大型はかりは、検査所が立ち入りで実施。</p> <p>2 検査件数 78件 130台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場(3箇所) 役場 浅野公民館 大野公民館</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関に差異がある。</li> <li>・合併した場合、香川町における検査会場を検討する必要がある。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。</li> <li>・香川町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。</li> </ul>

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光振興計画	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 目的	21世紀における本市のあるべき姿を展望し、観光振興施策の方向を明らかにする。	該当なし。
2 策定年度	平成10年11月	
3 計画期間	平成10年度 ~ 平成22年度	
4 内容	策定の趣旨 我が国の観光を取り巻く現状 観光の現状と課題 観光振興計画 計画推進の在り方	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、観光振興計画を策定していない。

対 応 策
観光振興計画については、合併後速やかに、香川町地域を含めた計画に見直すものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業の内容	<p>【さぬき高松まつり】                      (内容)                      市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。                      (実施主体)                      高松まつり振興会                      (開催時期)                      8月12日～14日</p> <p>【高松秋のまつり大名行列】                      (内容)                      高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。                      (実施主体)                      高松秋のまつり大名行列推進委員会                      (開催時期)                      10月の第3土、日曜日</p> <p>【高松冬のまつり】                      (内容)                      クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行い、中央公園では、ステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。                      (実施主体)                      高松冬のまつり実行委員会                      (開催時期)                      12月下旬</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
	<p>【桃太郎まつり】                      (内容)                      鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。                      (実施主体)                      鬼無観光協会                      (開催時期)                      3月下旬の日曜日</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光協会等の育成	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 観光協会等	(財)高松観光コンベンション・ビューロー (事業内容) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援 観光客等の誘致及び受け入れ 観光及びコンベンションの広報及び宣伝 観光及びコンベンションの調査及び企画 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供 (補助金額) 92,735,237円	該当なし。
2 地区観光協会等	各地区の観光協会の年間事業に対して、補助金を支出している。 (補助金の支出先) 鬼ヶ島観光協会 香西観光協会 屋島山上観光協会 網敷観光協会 弦打観光協会 鬼無観光協会 仏生山観光協会 男木島観光協会 三谷観光協会 山田地区観光協会 (補助金額) 各地区観光協会への運営事務補助として、年180,000円を支出。ただし、屋島山上観光協会へは、年775,000円を支出。	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、観光関連団体補助を実施していない。

対 応 策
香川町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。 香川町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光協会等の育成	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
3 観光関連団体 補助	該当なし。	<p>【香川町商工会】 竜満池のほとりにある竜桜公園の管理事業に対して、補助金を支出している。 (補助金額) 250,000円</p> <p>【梅ヶ井水利組合】 竜満池のほとりにある梅香井公園(竜桜公園の一部)の管理事業に対して、補助金を支出している。 (補助金額) 100,000円</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	観光施設運営等事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 観光案内所	(概要) JR高松駅前のインフォメーションプラザにおいて、 観光案内及び宿泊案内を行っている。 (所在地) 高松市浜ノ町1番16号 (運営形態) 委託 (委託先) (観光案内) (財) 高松観光コンベンション・ビューロー (委託料) 3,118,026円	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分類	高松テルサ運営事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設概要	<p>(名称) 高松テルサ(勤労者等に対して文化、教養、研修、スポーツ等の場を提供し、もってその福祉の増進に寄与する。) 開館日 平成5年8月1日</p> <p>(所在地) 高松市屋島西町字新浜2366番地1</p> <p>(建物構造) 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建</p> <p>(敷地面積) 11,467.86㎡ (建築面積) 4,170.02㎡ (延床面積) 10,993.83㎡</p> <p>テルサ = 「都市」の「勤労者」のための「リラックス」と「リフレッシュ」を目的とした「出会いの広がる」「アメニティ」の意味</p> <p>(施設内用) ・ホール (固定席506席・車いす席5) ・会議室(6)、文化教養室(4)、研修・視聴覚室(4) ・トレーニング・エクササイズ室(2) ・展示ホール ・宿泊室(洋室 = シングル11室、ツイン8室) (和室 = 4室)</p> <p>(駐車場) ・鉄骨造り2階建て(2層3段自走式) ・230台収容</p> <p>(管理運営) ・財団法人高松勤労者総合福祉振興協会へ委託</p>	該当なし。	問題点・課題	
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	競輪運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 施設概要	(名称) 高松競輪場 (敷地面積) 86,342.31㎡ (競走路) 1周 400m (収容人員) 14,226人 ・中央スタンド1階 3,003人 ・中央スタンド2階 918人 ・西スタンド 8,175人 ・北スタンド 2,130人 (投票及び払戻関係) 投票所数 7か所(窓数 159).....最大 払戻所数 6か所(窓数 27).....最大	該当なし。
2 開催日数	15年度実績 246日 (内訳) 本場開催日数 70日 場外開催日数 ・観音寺競輪 70日 ・その他の競輪 106日	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「上水道事業について」に関する資料

経営形態・会計制度等について	66
水道料金について	67
給水装置新設等負担金について	68
手数料について	69 ~ 70
浄水施設の維持管理について	71
受付・収納について	72
漏水対策について	73
水質検査について	74
参 考 資 料	75 ~ 78

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 18 上水道事業	
分類	経営形態、会計制度等	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 経営形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道事業</li> <li>・地方公営企業法適用事業</li> </ul>	高松市と同じ。
2 会計制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業会計(複式簿記)</li> </ul>	高松市と同じ。
3 事業認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水道施設整備事業」</li> <li>・平成15年7月 事業認可</li> <li>・内容 給水区域 高松市内(一部を除く)、三木町、 国分寺町の一部 給水人口 333,200人 給水量 154,100m<sup>3</sup>(計画1日最大) 水源の種別等 表流水、伏流水、貯留水、 浄水受水</li> <li>・目標年次 平成29年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第8次拡張事業」</li> <li>・平成17年3月 事業認可</li> <li>・内容(予定) 給水区域 香川町内(一部を除く) 給水人口 26,450人 給水量 10,730m<sup>3</sup>(計画1日最大) 水源の種別等 浄水受水</li> <li>・目標年次 平成30年度</li> </ul>

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業認可が異なっている。

対 応 策
事業認可については、香川町の事業を含めた事業認可とするため、高松市の事業認可の見直しを行う。

調 整 案
香川町の上水道事業は、高松市の上水道事業に統合する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 上水道事業		
分類	水道料金		
	現	況	
項目	高松市	香川町	
1 料金体系  料金の比較表 = 参考資料1 参照	次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。 ただし、1円未満は切り捨てる。		
	(1)基本料金(1ヶ月につき)		
	メータ口径	金額	
	13 mm	1,000円	
	20 mm	2,000円	
	25 mm	3,000円	
	40 mm	7,600円	
	50 mm	16,000円	
	75 mm	34,000円	
	100 mm	62,000円	
150 mm	160,000円		
	(2)従量料金(1ヶ月につき)		
種別	用途等の別	金額	
		使用水量	単価 (1m <sup>3</sup> につき)
専用栓	一般用 メータ口径 13mm、 20mm	1m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	40円
		11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	130円
		21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	200円
		101m <sup>3</sup> 以上	240円
	一般用 メータ口径 25mm以上	1m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	130円
		21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	200円
		101m <sup>3</sup> 以上	240円
	湯屋用	1m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	65円
		21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	100円
		101m <sup>3</sup> 以上	120円
特殊用		480円	
連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものと して算定する。		
2 検針・調定期間	・隔月(2か月に1回)検針 ・隔月(2か月に1回)調定(請求)		高松市と同じ。

部会名	水道
-----	----

問題点・課題	料金体系が異なっている。
--------	--------------

対応策	高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後最初の1年間は概ね75%、2年目は概ね50%、3年目は概ね25%を減免するものとし、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。
-----	---

調整案	高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。
-----	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 上水道事業																																	
分類	給水装置新設等負担金																																	
	現 況																																	
項目	高 松 市	香 川 市 町																																
1 徴収対象者	給水装置の新設及びメータ口径の増加の申込者	高松市と同じ。																																
2 負担金の額 差額表 = 参考資料2参照	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>189,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>315,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>819,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,701,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>4,662,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>9,513,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>26,271,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(税込み額)</p> <p>メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。</p>	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	63,000円	20mm	189,000円	25mm	315,000円	40mm	819,000円	50mm	1,701,000円	75mm	4,662,000円	100mm	9,513,000円	150mm	26,271,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>52,500円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>105,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>157,500円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>262,500円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>472,500円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>735,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(税込み額)</p> <p>増設等によりメーターの口径に変更を生じたときは、その差額を徴収する。</p>	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	52,500円	20mm	105,000円	25mm	157,500円	30mm	262,500円	40mm	472,500円	50mm	735,000円
メータ口径	金額(1か所につき)																																	
13mm	63,000円																																	
20mm	189,000円																																	
25mm	315,000円																																	
40mm	819,000円																																	
50mm	1,701,000円																																	
75mm	4,662,000円																																	
100mm	9,513,000円																																	
150mm	26,271,000円																																	
メータ口径	金額(1か所につき)																																	
13mm	52,500円																																	
20mm	105,000円																																	
25mm	157,500円																																	
30mm	262,500円																																	
40mm	472,500円																																	
50mm	735,000円																																	
3 負担金の権利	土地に帰属する。	高松市と同じ。																																

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
負担金の額が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 上水道事業																																											
分類	手数料																																											
	現	況																																										
項目	高松市	香川町																																										
1 設計審査手数料	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> <tr> <td>新設工事</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>改造工事</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>	種別	金額(1件につき)	新設工事	3,000円	改造工事	2,000円	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">給水管の口径</th> </tr> <tr> <th>50mm未満</th> <th>50mm以上</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">新設工事 1件につき</td> <td>水栓1栓まで</td> <td>300円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>1栓増す毎に</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">増設工事 又は改造 工事1件 につき</td> <td>水栓1栓まで</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>1栓増す毎に</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </table>		種別		給水管の口径		50mm未満	50mm以上	新設工事 1件につき	水栓1栓まで	300円	500円	1栓増す毎に	50	50	増設工事 又は改造 工事1件 につき	水栓1栓まで	100	150	1栓増す毎に	50	50															
	種別	金額(1件につき)																																										
新設工事	3,000円																																											
改造工事	2,000円																																											
種別		給水管の口径																																										
		50mm未満	50mm以上																																									
新設工事 1件につき	水栓1栓まで	300円	500円																																									
	1栓増す毎に	50	50																																									
増設工事 又は改造 工事1件 につき	水栓1栓まで	100	150																																									
	1栓増す毎に	50	50																																									
2 材料検査手数料	該当なし。	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">口径</th> </tr> <tr> <th>25mm まで</th> <th>50mm まで</th> <th>100mm まで</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水管 1mにつき</td> <td>鉛管類</td> <td>1円</td> <td>3円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン管類</td> <td>1</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水管 1本につき</td> <td>亜鉛メッキ銅管類</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニール管類</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水せん弁類1個につき</td> <td></td> <td>5</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>異形管類1個につき</td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>施手類1個につき</td> <td></td> <td>3</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> </table>		種別		口径			25mm まで	50mm まで	100mm まで	給水管 1mにつき	鉛管類	1円	3円		ポリエチレン管類	1	3		給水管 1本につき	亜鉛メッキ銅管類	5	10	20円	硬質塩化ビニール管類	2	3		水せん弁類1個につき		5	10	20	異形管類1個につき			50	100	施手類1個につき		3	10	20
	種別		口径																																									
25mm まで			50mm まで	100mm まで																																								
給水管 1mにつき	鉛管類	1円	3円																																									
	ポリエチレン管類	1	3																																									
給水管 1本につき	亜鉛メッキ銅管類	5	10	20円																																								
	硬質塩化ビニール管類	2	3																																									
水せん弁類1個につき		5	10	20																																								
異形管類1個につき			50	100																																								
施手類1個につき		3	10	20																																								
3 しゅん功検査 手数料	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> <tr> <td>新設工事</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>改造工事</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>	種別	金額(1件につき)	新設工事	3,000円	改造工事	2,000円	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">給水管の口径</th> </tr> <tr> <th>50mm未満</th> <th>50mm以上</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">新設工事 1件につき</td> <td>水栓1栓まで</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>1栓増す毎に</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">増設工事 又は改造 工事1件 につき</td> <td>水栓1栓まで</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>1栓増す毎に</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </table>		種別		給水管の口径		50mm未満	50mm以上	新設工事 1件につき	水栓1栓まで	500円	500円	1栓増す毎に	50	50	増設工事 又は改造 工事1件 につき	水栓1栓まで	100	150	1栓増す毎に	50	50															
	種別	金額(1件につき)																																										
新設工事	3,000円																																											
改造工事	2,000円																																											
種別		給水管の口径																																										
		50mm未満	50mm以上																																									
新設工事 1件につき	水栓1栓まで	500円	500円																																									
	1栓増す毎に	50	50																																									
増設工事 又は改造 工事1件 につき	水栓1栓まで	100	150																																									
	1栓増す毎に	50	50																																									

部会名	水道
-----	----

問題点・課題
<p>・設計審査・しゅん功検査・穿孔の各手数料の額が異なっている。</p> <p>・高松市では、材料検査手数料を徴収していない。</p> <p>・香川町では、指定工事店登録手数料を徴収していない。</p>

対応策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>なお、香川町の指定工事店は、合併時に高松市の登録業者として取り扱うものとする。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 上水道事業		
分類	手数料		
現 況			
項 目	高 松 市		香 川 町
4 穿孔手数料	(円)		(円)
	給水管 口 径	金額(1件につき) 分水栓穿孔 不断水穿孔	種別 穿孔口径
	20mm	6,300	13mm
	25mm	6,300	20mm
	40mm	10,500	25mm
	50mm		30mm
	75mm	15,855	40mm
	100mm	17,745	50mm
			硬質塩化ビニール管
			石綿セメント管
			鋼管
			30mm
			40mm
			50mm
			硬質塩化ビニール管
			石綿セメント管
			鋼管
			5,000
			6,000
			7,000
5 指定工事店登録手数料	1件につき、17,000円		該当なし。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 上水道事業	
分類	浄水施設の維持管理	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 浄水施設	浄水場 御殿、浅野、川添浄水場の3か所 配水池 5か所	配水池 8か所 ポンプ所 11か所
2 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水場は、直営5直2交代制で24時間体制</li> <li>・浄水場の点検は、3時間ごとに施設点検、水質検査、薬品注入の調整を実施。</li> <li>・取水施設は、朝晩見回りをし、取水量の調整、ゴミの除去などを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配水池等の点検は職員が週1回実施。</li> <li>・平成16年度に中央監視システムを設置予定。</li> </ul>

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が広範囲に点在しているため、効率的な維持管理体制が必要である。</li> <li>・水質計器、流量計、水位計等の整備が必要である。</li> </ul>

対 応 策
香川町の配水池等施設については、適切な維持管理を行う。

調 整 案
香川町の配水池等施設については、適切な維持管理を行う。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 上水道事業	
分類	受付・収納	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 市
1 受付事務	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、電話またはファックスで受付している。	高松市と同じ。
2 収納事務	水道料金については、口座振替や金融機関及び水道窓口での直接納付により収納している。また、コンビニ収納(夜間・休日)も実施している。	高松市と同じ。ただし、コンビニ収納(夜間・休日)は実施していない。

	水 道
--	-----

問 題 点 ・ 課 題
水道料金等の収納方法が、一部異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 18 上水道事業	
分類	漏水対策	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 漏水修繕待機業務	道路上及び個人敷地内で発生する漏水の修繕に、365日、24時間迅速に対応するため、局職員による宿日直体制及び上下水道工事業協同組合による修繕待機体制で対応している。	役場宿日直職員からの連絡により、水道課の職員に連絡を取り、緊急呼び出しおよび上下水道工事業協同組合にて当番制の修繕体制で対応している。
2 漏水調査業務	地下漏水の早期発見を行うため、市内全域を対象に、市街地区は毎年、その他周辺地区は東部、西部、南部の3地区に分け3年毎に実施している。	年1～2回、一部地域を除いて実施している。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・漏水修繕待機体制が異なる。 ・香川町では、漏水調査業務を一部地域について実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 18 上水道事業	
分類	水質検査	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 検査体制	直営(水質管理センター)	外部委託 (香川県東讃保健福祉事務所及び香川県薬剤師会)
2 定期水質検査	<p>毎日検査:3浄水場の浄水及び県営水道用水を受水する3か所の配水池並びに18か所の給水栓で実施</p> <p>毎月検査:原水及び浄水。給水栓は、6か所で毎月検査、18箇所隔月検査を実施</p> <p>毎年検査:原水及び浄水並びに6か所の給水栓は年4回、また、県営水道用水を受水する3か所の配水池は、年2回実施</p>	<p>毎日検査:各水系ごとに3か所の給水栓で実施</p> <p>毎月検査:高区地区、低区西地区及び低区東地区の3か所の給水栓で実施する。</p> <p>毎年検査:高区地区、低区西地区及び低区東地区の3か所の給水栓で実施する。</p>
3 臨時水質検査	水源の水質が著しく悪化したとき。 水源に水質異常があったとき。 浄水処理工程に異常があったとき等に実施	実施していない。(県営水道用水を100%受水)
4 工事設計書に記載すべき水質検査	水道事業認可及び変更認可を申請する場合に必要とする水質検査を実施	実施していない。(県営水道用水を100%受水)
5 その他緊急時の水質検査	お客さまからの請求を受けたときの緊急時の水質検査及び水質相談	住民から申し出があり、必要と認めるとき、又は、水道課で必要としたときに実施している。
6 情報提供	水質の安全性について、水質年報の作成や水道広報紙、ホームページ等で公表している。	住民等からの問い合わせに対し、公表している。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・水質検査体制が異なる。</p> <p>・その他緊急時の水質検査及び情報提供の方法が異なる。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する</p>

1 経営形態と会計処理

香川町水道事業を高松市水道事業に統合する。  
 会計処理についても高松市水道事業会計に統一して処理する。

2 水道料金

香川町の水道料金は、合併時に高松市の料金に統一する。

ただし、料金統一に伴い、負担が増加するものについては、急激な負担の増加をさけるため、その増加額について、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。

水道料金の比較

一般用	1か月の 使用水量 m <sup>3</sup>	高松市 円	香川町 円	差 額 円	一般用	1か月の 使用水量 m <sup>3</sup>	高松市 円	香川町 円	差 額 円
メータ口径 13mmの場合	0	1,050	810	240	メータ口径 25mmの場合	0	3,150	900	2,250
	5	1,260	810	450		50	12,180	8,250	3,930
	10	1,470	1,440	30		100	22,680	16,650	6,030
	15	2,152	2,280	128		147	34,524	24,540	9,984
	19	2,698	2,960	262		200	47,880	33,450	14,430
	20	2,835	3,120	285		500	123,480	83,850	39,630
	25	3,885	3,960	75	メータ口径 40mmの場合	0	7,980	1,260	6,720
	30	4,935	4,800	135		100	27,510	17,010	10,500
	50	9,135	8,160	975		200	52,710	33,810	18,900
100	19,635	16,560	3,075	410		105,630	69,090	36,540	
メータ口径 20mmの場合	0	2,100	860	1,240	500	128,310	84,210	44,100	
	10	2,520	1,490	1,030	1,000	254,310	168,210	86,100	
	30	5,985	4,850	1,135	メータ口径 50mmの場合	0	16,800	1,570	15,230
	54	11,025	8,880	2,145		300	86,730	50,920	35,810
	70	14,385	11,570	2,815		576	156,282	97,290	58,992
	100	20,685	16,610	4,075		1,000	263,130	168,520	94,610
200	45,885	33,410	12,475	1,500		389,130	252,520	136,610	

(注) 印は各口径別の平均使用水量を示している。  
 平成16年4月水道料金調定データに基づく。

高松市の料金と、香川町の料金を比べた場合、基本料金と平均使用量を超えた部分の従量料金単価に違いがあり、香川町の水道使用者の96.1%を占める口径13mm一般用において、平均使用量1か月19m<sup>3</sup>付近の利用者は負担が減少するものの、残りの利用者は負担が増加する。また、負担減の平均額は135円であり、負担増の平均額は429円となっている。

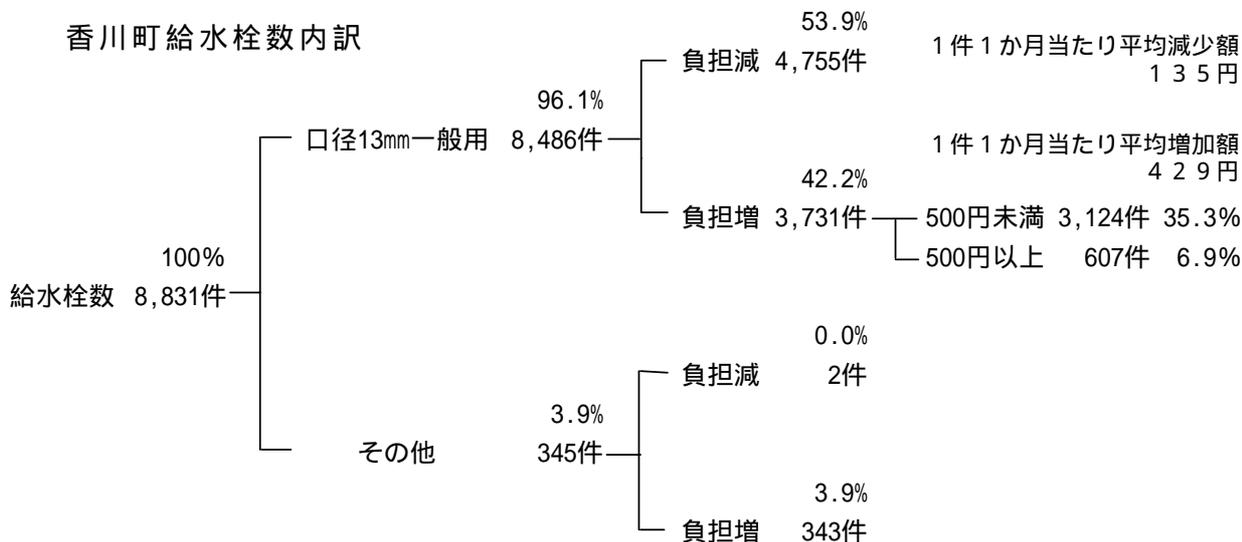
高松市の料金に統一して料金が高くなる場合とその対応

香川町の水道使用者の96.1%を占める口径13mm一般用の場合、負担が減少する利用者は、1か月使用量6m<sup>3</sup>~9m<sup>3</sup>および11m<sup>3</sup>~26m<sup>3</sup>で、全体の53.9%となっている。一方、1か月の使用量が5m<sup>3</sup>以下については、基本料金が高松市の方が高いことから水道料金も高く、また、1か月10m<sup>3</sup>と27m<sup>3</sup>以上の使用についても、1m<sup>3</sup>当たりの従量料金が高松市の方が高いことから水道料金も高くなり、口径20mm以上の大口利用者については、基本料金や従量料金の水準が高松市の方が高いので、使用量が増加すればさらに高くなる。負担が増える利用者が全体の46.1%と半数近くになること、また、増加額の幅も大きくなるものがあることから、統一後の料金が低くなるものについては、そのまま高松市の料金を適用し、統一後の料金が高くなるものについては、合併後の3年間に段階的な緩和措置を行い、4年目に高松市の料金に統一するものとする。

緩和措置の適用方法は、水道料金の増加額について、1年目はその概ね75%を、2年目は50%を、3年目は25%を減免措置するものとする。

緩和措置を適用した場合の水道料金の推移  
(4年目に高松市の料金と統一)

	1か月の 使用水量 (m <sup>3</sup> )	香川町の 料金 (円)	合併後の料金(円)				高松市 の料金 (円)
			1年目	2年目	3年目	4年目	
メータ口径 13mm 一般用の 場合	0	810	876	934	992	1,050	1,050
	5	810	929	1,039	1,149	1,260	1,260
	10	1,440	1,454	1,459	1,464	1,470	1,470
	30	4,800	4,840	4,872	4,903	4,935	4,935
	50	8,160	8,410	8,652	8,893	9,135	9,135
	100	16,560	17,335	18,102	18,868	19,635	19,635



平成16年4月分の香川町における使用実績の分布

(1か月につき)

使用区分	使用量	該当栓数	構成
	0 m <sup>3</sup> ~ 10 m <sup>3</sup>		
一般用 メータ口径13mm	11 m <sup>3</sup> ~ 30 m <sup>3</sup>	4,658	52.8%
	31 m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup>	1,306	14.8%
	101 m <sup>3</sup> ~	13	0.1%
	小計	8,486	96.1%
一般用メータ口径20mm以上		154	1.7%
団体用		32	0.4%
集会場		125	1.4%
臨時用		34	0.4%
合計		8,831	100.0%

香川町の水道使用量の構成は、一般用メータ口径13mmが96.1%を占める。このうち1か月に10m<sup>3</sup>までの使用者が28.4%、30m<sup>3</sup>までの使用者になると81.2%を占める。

## 料金表の比較（参考）

### 高松市水道料金表

次の(1)、(2)の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額。ただし、1円未満は切り捨てる。

#### (1)基本料金(1か月につき)

メータ口径	金額
13mm	1,000円
20mm	2,000円
25mm	3,000円
40mm	7,600円
50mm	16,000円
75mm	34,000円
100mm	62,000円
150mm	160,000円

#### (2)従量料金(1か月につき)

種別	用途等の別	金額	
		使用水量	単価(1m <sup>3</sup> につき)
専用栓	一般用	1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> まで	40円
		メータ口径	
	13mm	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで	130円
	20mm	21m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで	200円
		101m <sup>3</sup> 以上	240円
	一般用	1m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで	130円
		メータ口径	
	25mm以上	21m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで	200円
		101m <sup>3</sup> 以上	240円
	湯屋用	1m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで	65円
		21m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで	100円
		101m <sup>3</sup> 以上	120円
特殊用		480円	
連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものと して算定する。		

### 香川町水道料金表

次の(1)、(2)の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額。ただし、10円未満は切り捨てる。

#### (1)メータ使用料(1か月につき)

メータ口径	金額
13mm	80円
20mm	120円
25mm	160円
30mm	300円
40mm	500円
50mm	800円

#### (2)従量料金(1か月につき)

種別	用途等の別	基本水量	基本料金	超過料金
専用	一般用	5m <sup>3</sup>	700円	(1m <sup>3</sup> 当たり)
		10m <sup>3</sup>	1,300円	160円
	営業用	10m <sup>3</sup>	1,400円	170円
	団体用	20m <sup>3</sup>	2,700円	170円
	浴場営業用	100m <sup>3</sup>	13,000円	160円
共用		10m <sup>3</sup>	1,300円	160円
特別	臨時用	1m <sup>3</sup>	800円	400円
	集会場	3m <sup>3</sup>	400円	160円

## 3 負担金・手数料

高松市の負担金・手数料に統一する。

新設工事をした場合の費用は、負担金と各手数料が必要なことから、高松市に統一した場合、一般住宅で平均19,100円高くなり、改造工事においても、2,900円負担が増えるが、負担金・手数料は毎年負担するものではない。

#### 負担金の対比（単位：円）

メータ口径	高松市	香川町	差額
13mm	63,000	52,500	10,500
20mm	189,000	105,000	84,000
25mm	315,000	157,500	157,500
40mm	819,000	472,500	346,500
50mm	1,701,000	735,000	966,000

## 【高松市及び香川町で給水装置の新設又は改造工事を施工した場合の費用負担例】

試算条件：ダクタイル鋳鉄管から給水管口径20mmで引込し、13mmのメータを設置した場合

試算条件：既設給水装置(25mm未満)を使用して改造工事を施工した場合

(新設工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	香川町	差 額
負 担 金	63,000	52,500	10,500
設計審査手数料	3,000	750	2,250
しゅん功検査手数料	3,000	950	2,050
穿孔手数料	6,300	2,000	4,300
合 計	75,300	56,200	19,100

(改造工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	香川町	差 額
設計審査手数料	2,000	550	1,450
しゅん功検査手数料	2,000	550	1,450
合 計	4,000	1,100	2,900

香川町の新設工事設計審査、しゅん功検査手数料の内訳  
 設計審査 300円 + (蛇口1栓当たり50円 × 9栓) = 750円  
 しゅん功検査 500円 + (蛇口1栓当たり50円 × 9栓) = 950円

香川町の改造工事設計審査、しゅん功検査手数料の内訳  
 設計審査 100円 + (蛇口1栓当たり50円 × 9栓) = 550円  
 しゅん功検査 100円 + (蛇口1栓当たり50円 × 9栓) = 550円

#### 4 水道施設の維持管理

高松市水道局で管理する。

香川町の配水池等の施設が広範囲にあることから、効率的に管理するため、遠隔監視システムによる集中監視などで効率的対応を図る。

香川町の総配水管延長は約135,000mで、その内、解消を必要とする石綿セメント管は、約6,500m(約4.8%)残存しており、更新については、他工事(下水道工事等)に併せて単独事業として整備している。合併後は、石綿セメント管の早期解消を図るため、事業計画を作成し、その解消に努める。

また、主要幹線配水管のバイパス管布設や市町間の相互融通管の布設、老朽施設の更新などを行い、安定給水を図る。

#### 5 お客さまサービスの向上

香川町においては、平成14年度まで鉛管を使用しており、鉛管の使用率が高く、鉛管の取替については、修繕工事時等で行っている。

合併後は、高松市水道事業鉛製給水管解消基本計画に基づき、石綿管更新、下水道等工事、漏水修繕工事時等、機会あるごとに鉛管解消を図るとともに、助成制度も適用して水道水の安全性の確保に努める。

漏水修繕等について、漏水調査や修繕体制などが確立されており、緊急時の対応が充実する。

水道料金の納付について、コンビニ収納(夜間・休日)が可能となり、利便性が向上する。

水質試験等については、自己検査体制を有していることから、水源からじゃ口までの水質管理について、きめ細かなお客さま対応とともに緊急時の検査等の対応が可能となり、また、情報提供についても、水質年報や水道広報紙、インターネット等で公表することにより、安全性の向上が図れる。

自己処理水源の確保により、水の相互融通が図られ、災害時等においても安定給水を行うことができる。

県営水道用水の受水比率100%から、自己処理水との併用にできることにより、平成18年度に予想される県営水道用水の料金値上げに対しても、水道料金への影響を少なくすることができる。

協議第31～33号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第31号)情報公開制度について	80
(協議第32号)市・町民褒章制度について	81
(協議第33号)青少年健全育成事業について	82

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(情報公開制度)	
分類	情報公開制度	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 制度の概要	<p>(根拠) 高松市情報公開条例 (公開対象) 実施機関(市長、水道事業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>(公開請求者) 何人も請求できる。</p>	<p>(根拠) 香川町情報公開条例 (公開対象) 実施機関(町長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>(公開請求者) (1) 香川町内に住所を有する者 (2) 香川町内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体 (3) 香川町内に通勤、通学する者 (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有する者</p>
2 公開方法	<p>(公開場所) 市役所本庁 情報公開コーナーにおいて公開 (写しの交付に要する費用) A3 10円/枚 A3超 市長が定める額 A3 カラー 100円/枚</p>	<p>(公開場所) 総務課が提供した場所(本庁内会議室等) (写しの交付に要する費用) A3 20円/枚 A3カラー 100円/枚 A3超 A3の用紙に換算して得た枚数分(端数は切り上げ)</p>
3 審査会	<p>(名称) 高松市情報公開審査会 (委員数) 5人以内 (任期) 2年</p>	<p>(名称) 香川町情報公開・個人情報保護審査会 (委員数) 5人以内(現在4人) (任期) 2年</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問題点・課題
公開請求者及び写しの交付に要する費用に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(市・町民褒章制度)	
分類	市・町民褒章制度	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 名誉市・町民	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓越しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し、名誉市民の称号を贈り顕彰し、市の公の式典への参列や死亡の際における相当の礼をもってする弔慰など、事後の待遇措置を設けている。</p> <p>(根拠) 高松市名誉市民条例 (名誉市民数) 2名(故人)</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 町の発展に著しい功績があり、町民の誇りとして等しく敬愛を受ける者に対し、名誉町民の称号を贈り顕彰し、事後、町が主催する式典等への招待、その他町長が必要と認める待遇又は特典が設けられている。</p> <p>(根拠) 香川町名誉町民条例 (名誉町民数) 2名(1名は故人)</p>
2 市・町政功労賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 本市の公益の増進に寄与し、または市政の振興発展に尽力し、功労が顕著な者を、毎年2月15日の市制施行記念日に表彰する。受賞者には、式典への招待や死亡時の弔辞等の待遇を設けている。</p> <p>(根拠) 高松市表彰条例 (贈呈状況) 毎年15～20名程度表彰</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 公益の増進に寄与し、又は町政の振興発展に尽力し、功労が顕著な者を表彰する。受賞後の待遇は、特に設けていない。</p> <p>(根拠) 香川町表彰規則 (贈呈状況) 5～10年毎の町制施行の記念式典に合わせ50名程度表彰している。</p>
3 市・町民荣誉賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市の誇りとなり、市の印象、評判を高めた個人・団体を表彰。</p> <p>(根拠) 高松市市民荣誉賞要綱 (贈呈状況) 1名</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・名誉市・町民及び市・町政功労賞に差異がある。 ・香川町では、町民荣誉賞を設けていない。</p>

対 応 策
<p>・香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容は、合併時までに調整するものとする。 ・香川町の町政功労者については、表彰後の待遇を設けていないため、高松市の待遇措置は適用しないものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容は、合併時までに調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(青少年健全育成事業)	
分類	青少年健全育成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 実施主体	高松市が運営 不登校対策事業については、教育文化研究所 他の事業については、少年育成センター	香川南地区少年育成協議会が設置している、 香川南地区少年育成センターにおいて運営 (塩江町・香川町・香南町で構成)
2 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視補導業務 問題行動や非行防止のための巡視補導を行う。</li> <li>・相談業務 青少年の多様な悩みに相談対応する。</li> <li>・地区住民会議サポート 地域住民の健全育成活動を支援する。</li> <li>・不登校対策 高松市塩上町に適応指導教室「虹の部屋」を設置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策を展開</li> <li>・その他 環境浄化活動・広報啓発活動・研修等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視補導業務 高松市と同じ。</li> <li>・相談業務 高松市と同じ。</li> <li>・地区住民会議サポート 高松市と同じ。</li> <li>・不登校対策 香川町に適応指導教室を設置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策を展開</li> <li>・その他 高松市と同じ。</li> </ul>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体に差異がある。</li> <li>・高松市の制度に統一した場合、香川町地域の不登校対策(適応指導教室事業)については、通級の距離が遠くなる。</li> </ul>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 香川町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、香川町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。</p>